

令和4年度（補正予算）**および令和5年度** ス
トレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備
等の価格低減促進事業（二酸化炭素排出抑制対策
事業費等補助金） **Q&A**

2023年5月15日改訂

一般財団法人 環境イノベーション情報機構 (EIC)

目次

1. 補助事業全般	1
問 1. 「ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業」はどのような体制で執行されますか。	1
問 2. 本補助事業の目的は何ですか。	1
問 3. 本補助金の名称に使われている「ストレージパリティ」とはどのような意味の言葉ですか。 1	
問 4. 令和 3 年度補正予算・令和 4 年度当初予算と比較して、令和 4 年度補正予算の主な変更点を教えてください。	1
問 5. 本補助金の採択は先着順ですか。	2
問 6. 応募数・応募額・採択数・不採択数・採択率・採択額などは公表されますか。	2
問 7. 公募要領に記載された事業要件や設備要件などを満たす申請であれば、必ず採択されますか。応募額が予算額を超えた場合、どのような絞り込みが行われますか。	2
問 8. 提出した書類に不備や不足があった場合、申請の不受理や不採択になりますか。	2
問 9. 本補助金で申請できる補助対象設備の組み合わせを教えてください。「太陽光発電設備のみ」の申請は可能ですか。	2
問 10. 本補助金を国や地方公共団体の補助金と併用することは認められますか。	3
問 11. 「サプライチェーン改革・生産拠点の国内投資も踏まえた脱炭素社会への転換支援事業」や「ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業」などで過去に国の補助金の交付を受けて太陽光発電設備等を導入した施設を再度申請することはできますか。自費で設置した既設の太陽光発電設備がある施設に増設する形で本補助事業により太陽光発電設備を設置する申請は認められますか。	4
問 12. 自家発電設備が設置された施設を本補助事業で申請することはできますか。	4
問 13. 新築や増築の建物で、建物の登記簿謄本や直近 1 年間の年間消費電力量のデータが無い場合でも申請できますか。	4
問 14. 本補助事業における「需要家」とは、どのようなものですか。	5
問 15. 日本国外の施設を申請できますか。	5
問 16. 船や車などの乗り物に太陽光発電設備や定置用蓄電池を設置する申請は認められますか。 5	
問 17. 民営化された旧公社や旧公団などは本補助金の申請者になれますか。	5
問 18. 国立大学法人・公立大学法人・学校法人、社会福祉法人、医療法人、特別法の規定に基づき設立された協同組合などは本補助金の申請者になれますか。	5
問 19. 大企業か中小企業かを問わず、本補助金の申請者になれますか。	6
問 20. 個人事業主は申請できますか。申請できる場合、提出が必要な書類はありますか。	6
問 21. 白色申告の個人事業主は本補助金の申請者になれますか。	6
問 22. 個人は本補助金の申請者になれますか。	6
問 23. 個人が住宅として使用する戸建て住宅は入居者が未定の状態でも申請できますか。	6
問 24. 一般的な住宅を法人が所有して使用している場合や個人が所有し仕事場として使用している場合、10kW 未満の太陽光発電設備を導入する申請は認められますか。	6
問 25. 地方公共団体は本補助金の申請者になれますか。公共施設を本補助金で申請することはできます	

か。	6
問 26. 宗教団体が所有する施設を本補助金で申請できますか。	7
問 27. 同一受電の施設は一件の申請とする必要がありますか。複数の施設（需要地）を申請する場合、どのように申請すればいいですか。	7
問 28. 同一敷地内に別受電の施設があり、それぞれの建物に太陽光発電設備を設置する場合、どのように申請すればいいですか。	7
問 29. 本補助事業における「オンサイト」の定義を教えてください。	7
問 30. 太陽光発電設備の法定耐用年数を業種に基づく法定耐用年数とする際の注意点はありますか。	8
問 31. 補助対象設備の発注、契約、支払いはいつから可能ですか。	9
問 32. 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約を行う場合の注意点は何か。 ..	9
問 33. 補助対象設備の発注に必要な経費の妥当性を示すにあたり、どのようなことに気をつけて見積書を取得すればいいですか。	9
問 34. 見積書は 2 社分でも認められますか。	10
問 35. あらかじめ特定の業者に発注先を決めている場合、他の業者からの見積書は取得せずにその業者に発注しても構いませんか。	10
問 36. 補助対象設備を発注する際、補助対象外経費を含んだ形で契約をすることは可能ですか。 11	
問 37. 補助対象設備を担保にして金融機関などから資金調達をすることは認められますか。 11	
問 38. 資金調達の手法としてプロジェクトファイナンスを用いた申請は可能ですか。	11
問 39. 公募要領の「交付申請書の審査における主な評価ポイント」に記載されている「(B) ストレージパリティの達成への取り組み」「A 太陽光発電設備の規模に見合った定置用蓄電池または車載型蓄電池の導入」の解説をしてもらえますか。	11
2. 補助金の交付額の算定方法.....	12
問 40. 補助金の交付額に上限額や下限額はありますか。	12
問 41. 公募要領・別表第 1 に基づく太陽光発電設備の補助金の基準額の算定方法を例示してもらえますか。	12
問 42. 公募要領・別表第 1 に基づく定置用蓄電池の補助金の基準額の算定方法を例示してもらえますか。	12
問 43. 補助金の基準額は太陽光発電設備と定置用蓄電池の基準額の合算になりますか。	13
問 44. 太陽光発電設備や定置用蓄電池の基準額に設置工事費相当額として 10 万円が加算されますか。	14
問 45. 「家庭用」の蓄電池を複数台設置した場合、「業務・産業用」の蓄電池と見なされますか。 14	
問 46. 公募要領・別表第 1 に基づく車載型蓄電池の補助金の基準額の算定方法を教えてください。	14
問 47. 公募要領・別表第 1 に基づく充放電設備の補助金の基準額の算定方法を教えてください。	14
3. 太陽光発電設備.....	15
問 48. 本補助事業で導入する太陽光発電設備の規模はどの程度とするのが妥当ですか。	15
問 49. 平日と土日の消費電力量の差が大きい施設の場合、導入する太陽光発電設備の規模はどの程度と	

問 74. 放電機能の無い充電設備を充放電設備として申請できますか。	23
問 75. 充放電設備のみの申請はできますか。	23
6. オンサイト PPA モデル	24
問 76. 本補助事業における「オンサイト PPA モデル」の定義を教えてください。	24
問 77. 「オンサイト PPA モデル」で PPA 事業者として申請するための条件はありますか。 .	24
問 78. 需要家と PPA 事業者とに資本関係がある場合、「オンサイト PPA モデル」で申請できますか。	24
問 79. PPA 事業者が所有、管理する施設にテナントとして入居している事業者と PPA 契約を締結する場 合、「オンサイト PPA モデル」で申請できますか。	24
問 80. 「オンサイト PPA モデル」でリース事業者が補助対象設備の所有者となる実施体制の場合、リー ス事業者を代表申請者か共同申請者にして申請しなければなりませんか。	25
問 81. 「オンサイト PPA モデル」においてリース事業者が実施体制に含まれる場合、PPA 事業者とリー ス事業者とのファイナンスリース契約において補助金額相当分をリース料金から控除する必要がありますか。また、PPA 事業者とリース事業者とのファイナンスリース契約の契約期間に制限はありま すか。	25
問 82. 「オンサイト PPA モデル」または「リースモデル」の申請において、「補助対象設備の法定耐用 年数が経過するまでに、需要家と PPA 事業者またはリース事業者との契約で、補助金額の 5 分の 4 以上がサービス料金、リース料金の低減等により需要家に還元、控除されるものであること」という 事業要件を満たすためには、需要家と PPA 事業者またはリース事業者との契約でどのようにサービス 単価やリース料金を設定する必要がありますか。	25
問 83. 「オンサイト PPA モデル」の申請において、需要家と PPA 事業者との間で PPA 契約を締結した 状態で本補助金に申請することは認められますか。	26
問 84. オペレーティングリースや割賦販売は認められますか。	26
問 85. 需要家など（共同事業者）と PPA 事業者またはリース事業者が締結する PPA 契約書、リース契 約書に盛り込むべき事項は何ですか。	26
7. 自己所有.....	31
問 86. 「自己所有」の区分はどのような場合が該当しますか。	31
問 87. 「自己所有」で申請したものを採択後に「リースモデル」に変更することは認められますか。	31
問 88. 建物の所有者や需要家の親会社などが太陽光発電設備等の所有者となる場合、「自己所有」の区 分での申請になりますか。	31
8. リースモデル	32
問 89. 「リースモデル」でリース事業者として申請するための条件はありますか。	32
問 90. 「リースモデル」による申請の場合、代表申請者、共同申請者、代表事業者、共同事業者をどの ようにして申請する必要がありますか。	32
問 91. リース契約の期間に制約はありますか。	32
問 92. 所有権移転ファイナンスリースと所有権移転外ファイナンスリースのどちらでも申請は可能で すか。	32

問 93. 転リースの申請は認められますか。	33
問 94. 補助対象設備をレンタル契約で使用する申請は認められますか。	33
問 95. 「リースモデル」の申請において、残価による還元は認められますか。	33

9. 補助対象・補助対象外..... 34

問 96. 本補助金の申請をする前に発注、契約、支払いを行った経費を補助対象経費として申請することはできますか。	34
問 97. 太陽電池モジュール（太陽光パネル）やパワーコンディショナーの購入費のみを補助対象経費とし、工事費を補助対象外経費とした申請は認められますか。	34
問 98. 太陽電池モジュール（太陽光パネル）、パワーコンディショナー、定置用蓄電池などについて、中古（使用済み）の製品を補助対象として申請できますか。	34
問 99. 設計費は補助対象経費として計上する必要がありますか。	34
問 100. 付帯設備の補助対象の範囲はどのように考えたらいですか。補助対象外にしなければならない経費の具体例を教えてください。	34
問 101. 太陽光発電設備等を設置するために建物の建築が必要となる場合、建物の建築にかかる費用を補助対象経費として計上する必要がありますか。	36
問 102. 太陽光発電設備を設置する際の防水工事について、補助対象経費として計上すべき範囲を教えてください。	36
問 103. 自営線の設置が補助事業の実施に必要な場合、自営線を補助対象経費として計上する必要がありますか。	37
問 104. 自社で製造する製品を補助対象として申請できますか。	37
問 105. 定置用蓄電池の補助対象経費、補助対象外経費の考え方を教えてください。	37

10. CO₂削減・環境価値・脱炭素経営 39

問 106. 本補助事業による CO ₂ （二酸化炭素）削減量の計画値はどのように算出すればいいですか。	39
問 107. 太陽光発電設備の発電電力量などの計測機器の導入は必須ですか。	39
問 108. 本補助事業により取得する温室効果ガス排出削減効果（環境価値）を J-クレジット制度に登録することは認められますか。	39
問 109. 本補助事業により取得する温室効果ガス排出削減効果（環境価値）をグリーン電力証書の認証・取引に利用することはできますか。	39
問 110. 公募要領の「交付申請書の審査における主な評価ポイント」に記載されている「需要家における脱炭素経営への取り組み」の「RE100」「再エネ 100 宣言 RE ACTION」「SBT」「TCFD」とは、どのようなものですか。	39
問 111. 公募要領の「交付申請書の審査における主な評価ポイント」に記載されている「地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、市町村が設定する地域脱炭素化促進事業（地域の再エネ資源を活用した地域の脱炭素化を促進する事業）の対象となる区域（促進区域）」とはどのようなものですか。	40

11. 税務関係..... 42

問 112. 圧縮記帳等の税務上の特例の活用は認められますか。	42
---------------------------------------	----

問 113. 中小企業経営強化税制（即時償却など）の活用は認められますか。	43
問 114. 交付された補助金は課税対象になりますか。	43
問 115. 車載型蓄電池を補助対象設備として申請する場合、エコカー減税の活用は認められますか。	43
12. 交付規程.....	44
問 116. 交付規程第 7 条（交付の決定）の解説をしてもらえますか。	44
問 117. 交付規程第 8 条第三号に規定された計画変更承認申請書（様式第 5）を提出しなければならないのはどのような場合ですか。	44
問 118. 交付規程第 11 条（実績報告書）の解説をしてもらえますか。	45
問 119. 交付規程第 14 条（交付決定の解除等）の解説をしてもらえますか。	45
問 120. 交付規程第 16 条（事業報告書の提出）の解説をしてもらえますか。	45
13. その他	47
問 121. 発注先の工事会社やコンサルタントなどに補助金の申請手続きを委託する場合、どのように申請を行えばいいですか。	47
問 122. 補助金に関する不正行為には刑事罰などが科されますか。	47
問 123. 交付申請書の様式で押印が必要なものはありますか。	48
問 124. 申請書類の提出後に代表者が変更となる予定ですが、申請する時点での「商業登記簿謄本」に基づき申請書を作成すればいいですか。	48
問 125. 代表申請者以外に共同申請者や共同事業者（需要家など）がいる場合、共同申請者や共同事業者（需要家など）についても「事業者概要」「定款」「財務諸表等」「暴力団排除に関する誓約事項」を提出する必要がありますか。	48
問 126. 建物登記をしておらず、建物の登記簿謄本を提出できない施設でも申請できますか。	48
問 127. 販売事業者や工事会社などへの支払い方法は銀行振込しか認められませんか。手形による支払いは認められますか。	49
問 128. 改正電気事業法により 10kW 以上 50kW 未満の太陽光発電設備や 50kW 以上 500kW 未満の太陽光発電設備も使用前自己確認などが必要になりましたが、具体的にはどのような内容ですか。	49
問 129. 補助事業の「完了」とはどういう状態を指しますか。	49
問 130. 補助事業の期間内の完了を見込んで申請を行ったものの、補助事業の実施中に発生した災害などのやむを得ない理由により補助事業の期間内に事業が完了できなくなった場合はどのような取り扱いになりますか。	49
問 131. 完了実績報告書の提出後、どのような手続きを経て、補助金が交付（入金）されますか。	50
問 132. 補助金の振込先は代表申請者になりますか。	50
問 133. 補助事業による取得財産等の管理についての留意点は何ですか。	50
問 134. 一般的にパワーコンディショナーの製品寿命は 10 年程度ですが、交換する際、補助金の返還が発生しますか。	51
問 135. 太陽光発電設備等が稼働した後、CO ₂ 削減量などの実績値が完了実績報告書に記載した数値を下回る（未達）状態が続いた場合、補助金の返還が発生しますか。	51
問 136. 補助事業の完了後、補助対象設備に太陽電池モジュール（太陽光パネル）やパワーコンディショナーを増設することは認められますか。	51

問 137. 補助事業の完了後、補助事業の成果などの公表が求められますか。 51

1. 補助事業全般

問1. 「ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業」はどのような体制で執行されますか。

「ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業」は、間接補助の形式で執行されます。環境省が公募により補助金の交付事務などを行う執行団体（補助事業者）を選定し、当該執行団体において補助事業者（環境省にとっては「間接」補助事業者）の公募や採択などを行い、補助金を交付します。

本補助事業についての問い合わせは、執行団体である一般財団法人 環境イノベーション情報機構（Environmental Innovation and Communication organization: EIC / 以下「機構」という）に原則として機構のウェブサイトにある問い合わせフォームからお願いします。

問2. 本補助事業の目的は何ですか。

本補助事業は、ストレージパリティの達成に向けてオンサイト PPA モデル等による自家消費型太陽光発電や蓄電池などの導入を行う事業に要する経費の一部を補助することにより、再エネ主力化とレジリエンス強化の促進を加速化し、2050年カーボンニュートラルの実現に資することを目的としています。

問3. 本補助金の名称に使われている「ストレージパリティ」とはどのような意味の言葉ですか。

本補助金の名称に使われている「ストレージパリティ / storage parity: SP」とは、蓄電池（ストレージ / storage）を導入しないよりも蓄電池を導入した方が経済的メリットのある状態を指す言葉です。

具体的には、蓄電池の使用期間における蓄電池を導入することによる電気料金の削減額（消費電力の多い時間帯に蓄電池から放電することで最大需要電力（デマンド値）を下げることによる基本料金の削減額や太陽光発電設備の発電電力量のうち、対象施設で自家消費できる電力量が増加（余剰電力量が減少）することによる電力量料金の削減額など）の合計が蓄電池の導入にかかる費用を上回ることなどを指しています。

問4. 令和3年度補正予算・令和4年度当初予算と比較して、令和4年度補正予算の主な変更点を教えてください。

令和3年度補正予算・令和4年度当初予算と比較して、令和4年度補正予算の主な変更点は次のとおりです。

1. 蓄電池の導入が必須
2. 逆潮流（余剰売電）禁止
3. 1申請あたりの補助金所要額の上限額 2,500万円（太陽光発電設備、定置用蓄電池などの合計額。「2. 補助金の交付額の算定方法」を参照のこと）

これらに伴い、公募要領や Q&A に記載された事業要件や設備要件や補助金の算定方法などに

変更があるため、よく確認した上で応募するようお願いいたします。

なお、令和5年度予算の事業要件や補助金の額（上限額を含む）などについて、令和4年度補正予算からの変更点はありません。以下、適宜読み替えをお願いいたします。

問5. 本補助金の採択は先着順ですか。

本補助金の採択は先着順ではありません。公募ごとに、公募期間内に提出された申請について審査（選考）を行います。

本補助金に申請する場合、公募要領やQ&Aを熟読し、事業の内容を十分検討した上で、公募要領に記載された「応募に必要な書類」を公募期間内に提出するようお願いいたします。

問6. 応募数・応募額・採択数・不採択数・採択率・採択額などは公表されますか。

応募数・応募額・採択数・不採択数・採択率・採択額などを公表する予定はありません。個別に問い合わせのあった場合もお答えできません。

問7. 公募要領に記載された事業要件や設備要件などを満たす申請であれば、必ず採択されますか。応募額が予算額を超えた場合、どのような絞り込みが行われますか。

公募要領に記載された事業要件や設備要件などを満たす申請であることが補助事業として採択されるための必要条件ですが、事業要件や設備要件などを満たす申請内容であったとしても、予算の制約などにより必ず採択されるとは限りません。機構は交付申請書を受理した後、申請の内容が本補助事業の目的にかない、公募要領や交付規程に記載された事業要件や設備要件などを満たすものであるかを審査し、外部有識者などから構成される審査委員会での審査を経て、環境省と協議の上、予算の範囲内で採択を行います。

応募額が予算額を超える場合は、予算額の範囲でなるべく多くの事業者を採択する観点から、一事業者あたりの採択額に上限を設けるなどの絞り込みを行うことがあります。

問8. 提出した書類に不備や不足があった場合、申請の不受理や不採択になりますか。

提出した書類に不備や不足があった場合は、審査を行えない項目が発生し、申請の不受理や不採択になる場合があります。本補助金に申請をする場合、事業の内容を十分検討した上で、公募要領に記載された「応募に必要な書類」を不備や不足の無いように提出するようお願いいたします。

問9. 本補助金で申請できる補助対象設備の組み合わせを教えてください。「太陽光発電設備のみ」の申請は可能ですか。

本補助金で申請できる補助対象設備の組み合わせは次のとおりです。

- ① 太陽光発電設備 + 定置用蓄電池
- ② 太陽光発電設備（+ 定置用蓄電池：補助対象外で新規導入）
- ③ （太陽光発電設備：補助対象外で新規導入） + 定置用蓄電池
- ④ 太陽光発電設備 + 車載型蓄電池 + 充放電設備

- ⑤ 太陽光発電設備 + 車載型蓄電池 (+ 充放電設備：補助対象外で新規導入)
- ⑥ 太陽光発電設備 + 定置用蓄電池 + 車載型蓄電池 + 充放電設備
- ⑦ 太陽光発電設備 (+ 定置用蓄電池：補助対象外で新規導入) + 車載型蓄電池 + 充放電設備
- ⑧ 太陽光発電設備 + 定置用蓄電池 + 車載型蓄電池 (+ 充放電設備：補助対象外で新規導入)
- ⑨ 太陽光発電設備 (+ 定置用蓄電池：補助対象外で新規導入) + 車載型蓄電池 (+ 充放電設備：補助対象外で新規導入)

令和4年度補正予算では「太陽光発電設備のみ」の申請は認められず、新規で定置用蓄電池または車載型蓄電池を導入することが必要です。定置用蓄電池については、補助対象(上記①など)で導入することでも、補助対象外(上記②など)で導入することでも可とします。自立運転機能付きのパワーコンディショナーを導入する場合や対象施設(需要地)に既設の蓄電池や非常用発電設備がある場合でも、「太陽光発電設備のみ」の申請は認められません。

問10. 本補助金を国や地方公共団体の補助金と併用することは認められますか。

本補助金と国(環境省、経済産業省など)の他の補助金(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年8月27日法律第179号)(以下「補助金適正化法」という)第二条第一項に掲げる補助金等および第四項に掲げる間接補助金等)を同一の設備に対して併用することはできません(異なる設備であれば可)。

本補助金と地方公共団体(都道府県や市区町村)の補助金のうち、補助金適正化法の適用を受けないものとの併用は可能です。補助金適正化法の適用を受ける補助金かどうかは、地方公共団体の補助金の公募の資料を読むか、地方公共団体に問い合わせるなどして確認してください。本補助金と地方公共団体の補助金を併用する場合、本補助金の経費内訳において地方公共団体からの補助金の額を「寄付金その他の収入」の欄に記入し、「総事業費」から差し引いた「差引額」を算定する必要があります。

cf. 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年8月27日法律第179号)

《(定義)

第二条 この法律において「補助金等」とは、国が国以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

- 一 補助金
- 二 負担金(国際条約に基く分担金を除く。)
- 三 利子補給金
- 四 その他相当の反対給付を受けない給付金であつて政令で定めるもの

2 この法律において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

3 この法律において「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいう。

4 この法律において「間接補助金等」とは、次に掲げるものをいう。

一 国以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従つて交付するもの

二 利子補給金又は利子の軽減を目的とする前号の給付金の交付を受ける者が、その交付の目的に従い、利子を軽減して融通する資金》

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=330AC0000000179>

問11. 「サプライチェーン改革・生産拠点の国内投資も踏まえた脱炭素社会への転換支援事業」や

「ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業」などで過去に国の補助金の交付を受けて太陽光発電設備等を導入した施設を再度申請することはできますか。自費で設置した既設の太陽光発電設備がある施設に増設する形で本補助事業により太陽光発電設備を設置する申請は認められますか。

本補助金の事業要件や設備要件などを満たす申請であれば、「サプライチェーン改革・生産拠点の国内投資も踏まえた脱炭素社会への転換支援事業」や「ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業」などで過去に国の補助金の交付を受けて太陽光発電設備等を導入した施設を再度申請することや、自費で設置した既設の太陽光発電設備がある施設に増設する形で本補助事業により太陽光発電設備を設置することは可能です。

ただし、本補助事業は対象施設で自家消費できる規模の太陽光発電設備が補助対象となるため、対象施設に既設の太陽光発電設備や自家発電設備などがある場合、直近1年間の対象施設の年間消費電力量に外部から購入している電力量以外に既設の太陽光発電設備や自家発電設備などの発電電力量が含まれているかどうかを明らかにし、本補助金で新たに導入する太陽光発電設備の発電電力量が対象施設で自家消費できることを申請書で明示する必要があります。こうした点が明示されておらず、本補助金で新たに導入する太陽光発電設備の発電電力量のうち、対象施設で自家消費できる電力量が第三者にも確認できるように示されていない申請は認められません。特に前年度に太陽光発電設備を導入した場合、直近1年間の対象施設における電力会社からの電気料金の請求書に記載された電力使用量に前年度導入した太陽光発電設備の発電電力量が基本的に差し引かれていないため、差し引いた数値を申請書の様式に記入するなどして正確な自家消費率などを示す必要があることに注意してください。

発電電力量などの計測を含め、CO₂削減量を本補助事業と実施済みの事業とで明確に切り分けられることが必須となります。本補助事業のみによるCO₂削減量を把握できない申請は認められません。

発注済みや設置済みの太陽光発電設備等は本補助金の交付の対象にはなりません。

問12. 自家発電設備が設置された施設を本補助事業で申請することはできますか。

常用または非常用の自家発電設備が設置された施設であっても、本補助金の事業要件や設備要件などを満たすものであれば申請できます。

問13. 新築や増築の建物で、建物の登記簿謄本や直近1年間の年間消費電力量のデータが無い場合でも申請できますか。

公募要領に記載された補助事業の期間内に補助事業を完了させることができ、対象施設の1年間の消費電力量や太陽光発電設備の発電電力量のうち、対象施設で自家消費できる電力量を正確に算定できる場合は、新築の建物を申請することは可能です。

建築工事のスケジュールを確認できる工程表を申請書に添付して補助事業の実施期限までに補助事業を完了させられることを示すとともに、申請の段階で建物が完成していない場合、建物の所在地や所有者が確認できる書類として、建物の登記簿謄本の代わりに建築工事の契約書（原契約書）の写しなどを申請書に添付してください。

新築の建物は消費電力量の実績値が無いため、推定により対象施設の1年間の消費電力量や太陽光発電設備の発電電力量のうち、対象施設で自家消費できる電力量を算出することになりますが、施設の使用を開始した後に当初の想定より電力を消費しないケースが少なからずあります。そうならないように、算定した数値の根拠に合理性があり、過大な太陽光発電設備等を導入する計画でないことを申請書で示すことが採択されるための必要条件となります（「3. 太陽光発電設備」のQ&Aも参照のこと）。また、補助金の交付を受けられた場合でも、太陽光発電設備の発電開始後に完了実績報告書に記載されたCO₂削減量などを達成できないと、補助金の返還が発生する可能性があります。

対象施設の消費電力量を推定する方法として、「類似施設（施設の建築面積が近いなど）の電力使用量の実績値を用いること（A）」や「導入する電気設備の台数・消費電力・負荷率・使用時間などから電力使用量を積み上げること（B）」が考えられます。A・Bなど、複数の方法で算定し、数値がおおむね一致することが申請書で示されていることが望ましいです。算定の根拠が第三者にも理解できるように示されていない申請は認められません。一般的に新築の建物はLED照明や高効率空調機や断熱材などにより省エネ性能が向上しており、同規模の施設であったとしても消費電力量が大幅に少なくなる可能性がある点に注意してください。施設の実際の稼働状況が分からない段階で、過大な想定をすることは認められません。

問14. 本補助事業における「需要家」とは、どのようなものですか。

本補助事業における「需要家」は、対象施設（需要地）で太陽光発電設備の発電電力を実際に消費する主体を指しています。例えば、子会社が入居する建物の電気料金の支払いを親会社が行い、親会社はその建物に入居していない場合、子会社が「需要家」であり、親会社は「需要家」には該当しません。対象施設（需要地）で太陽光発電設備の発電電力を実際に消費していない主体を「需要家」とする申請は認められません。

問15. 日本国外の施設を申請できますか。

日本国外の施設は申請できません。本補助事業の対象は日本国内の施設に限ります。

問16. 船や車などの乗り物に太陽光発電設備や定置用蓄電池を設置する申請は認められますか。

本補助金は施設に対する補助金のため、船や車などの乗り物に太陽光発電設備や定置用蓄電池を設置する申請は認められません。

問17. 民営化された旧公社や旧公団などは本補助金の申請者になれますか。

民営化された旧公社や旧公団などは「民間企業」などとして本補助金の申請者になることができます。「オンサイト PPA モデル」または「リースモデル」で共同事業者（需要家など）としての申請もできるものとします。

問18. 国立大学法人・公立大学法人・学校法人、社会福祉法人、医療法人、特別法の規定に基づき設立された協同組合などは本補助金の申請者になれますか。

国立大学法人（国立大学法人法（平成15年7月16日法律第112号）に基づく法人）・公立大学法人（公立大学や公立高等専門学校の設置・運営を行う法人）・学校法人（私立学校法（昭和24年12月15日法律第270号）に基づく法人）、社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）

に基づく社会福祉法人、医療法（昭和 23 年 7 月 30 日法律第 205 号）に基づく医療法人、特別法の規定に基づき設立された協同組合（農業協同組合法（昭和 22 年 11 月 19 日法律第 132 号）に基づく農業協同組合、水産業協同組合法（昭和 23 年 12 月 15 日法律第 242 号）に基づく漁業協同組合、消費生活協同組合法（昭和 23 年 7 月 30 日法律第 200 号）に基づく消費生活協同組合など）などは本補助金の申請者になることができます。「オンサイト PPA モデル」または「リースモデル」で共同事業者（需要家など）としての申請もできるものとします。

問19. 大企業か中小企業かを問わず、本補助金の申請者になれるか。

公募要領に記載された「補助金の申請者の要件」に該当していれば、大企業か中小企業かを問わず、本補助金の申請者になることができます。

問20. 個人事業主は申請できますか。申請できる場合、提出が必要な書類はありますか。

個人事業主は青色申告者であれば申請可能です。個人事業主が申請を行う場合、確定申告書 B および所得税青色申告決算書の写しの提出が必要です。電子申告を行った場合は、国税電子申告・納税システム（e-Tax）で確認できる受信結果（受信通知）のスクリーンショットを併せて提出してください。

問21. 白色申告の個人事業主は本補助金の申請者になれるか。

白色申告の個人事業主は本補助金の申請者（代表申請者、共同申請者）になれません。

問22. 個人は本補助金の申請者になれるか。

個人は本補助金の申請者（代表申請者、共同申請者）になれません。個人が所有する戸建て住宅への太陽光発電設備の導入は「オンサイト PPA モデル」または「リースモデル」に限られ、個人が太陽光発電設備の所有者となり、補助金の交付（支払い）を直接受ける「自己所有」は対象外となります。

問23. 個人が住宅として使用する戸建て住宅は入居者が未定の状態でも申請できますか。

戸建て住宅に入居する個人も共同事業者（需要家など）として審査の対象となるため、入居者が未定の状態では申請できません。

問24. 一般的な住宅を法人が所有して使用している場合や個人が所有し仕事場として使用している場合、10kW 未満の太陽光発電設備を導入する申請は認められますか。

一般的な住宅を法人が所有して使用している場合や個人が所有し仕事場として使用している場合（医院併用住宅や自宅をリフォームした事務所など）、10kW 未満の太陽光発電設備を導入する申請は認められません。10kW 以上の太陽光発電設備を導入する申請であることが必要です。

個人が所有し住居として使用する戸建て住宅は 10kW 未満の申請のみ可能です。

問25. 地方公共団体は本補助金の申請者になれるか。公共施設を本補助金で申請することはできますか。

地方公共団体は本補助金の申請者（代表申請者、共同申請者）になれません。公共施設の申請

は「オンサイト PPA モデル」または「リースモデル」に限られ、地方公共団体が太陽光発電設備の所有者となり、補助金の交付（支払い）を直接受ける「自己所有」は対象外となります。

「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」の補助対象となり得る公共施設については、本補助事業の交付の対象外となります。「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」の事業要件を満たさない施設であることが申請書で示されていることが交付の条件となります。

問26. 宗教団体が所有する施設を本補助金で申請できますか。

宗教団体が所有する施設は本補助金の対象外とします。

問27. 同一受電の施設は一件の申請とする必要がありますか。複数の施設（需要地）を申請する場合、どのように申請すればいいですか。

同一受電の施設は基本的に一件の申請とする必要があります。補助金の上限額は申請単位で設定されますが、同一受電の施設を分割して申請することは原則として認められません。

複数の施設（需要地）を申請する場合、施設の名称や住所（都道府県や市区町村の名称）が異なるなどして離れた場所にある場合は施設（需要地）ごとに申請してください。施設（需要地）ごとに採択の可否を判断します。施設の名称や住所（都道府県や市区町村の名称）が異なるなどして離れた場所にある需要地を一件の申請にした場合、審査の対象外とする場合があります。

問28. 同一敷地内に別受電の施設があり、それぞれの建物に太陽光発電設備を設置する場合、どのように申請すればいいですか。

同一敷地内に別受電の施設があって電力会社との電力契約を施設ごとに締結しており、それぞれの建物に太陽光発電設備を設置する場合、原則として電力契約ごとの申請としてください。その方が申請書の様式への「対象施設の年間消費電力量」「法定耐用年数における平均の自家消費できる見込みの電力量」などの記入や算定がしやすくなります。

問29. 本補助事業における「オンサイト」の定義を教えてください。

本補助事業は対象施設（オンサイト）で自家消費することを目的とした太陽光発電設備を補助対象としており、太陽光発電設備等の設置場所と太陽光発電設備の発電電力の消費場所が同一敷地内（オンサイト）であることが原則です。

この例外として、対象施設の屋根などに太陽電池モジュール（太陽光パネル）を設置するスペースが不足している場合、次の①②③④を全て満たす申請については、本補助事業の対象とします。対象施設の隣接地ではなく、対象施設から離れた場所に太陽光発電設備等を設置する場合、「オンサイト」とは言えないため、本補助金の対象外とします。

需要地の土地・建物と異なる所有者（資本関係のない第三者など）の土地・建物をまたぐ場合は隣接地とは見なしません。ただし、需要地の土地・建物の所有者と資本関係のある法人などの土地・建物をまたぐ場合は隣接地と見なせることとします。こうした申請を行う場合、申請書の添付書類で需要地と隣接地の土地・建物の所有者に資本関係などがあることを示してくだ

さい。

- ① 一般送配電事業者が維持・運用する送配電ネットワークを介さずに自営線で対象施設に電力を供給する。
- ② 自営線を含む補助対象設備の法定耐用年数における設置に関して土地や建物の権利関係に問題がない（他者が所有する土地や建物の場合、法定耐用年数における太陽光発電設備等の設置の了承が得られている）ことを確認できる資料が申請時に提出される。
※公道などを挟む場合は、太陽光発電設備等の法定耐用年数の間、太陽光発電設備等の自営線などが通ることについて地方公共団体などの了承が得られていることを確認できる書類も必要
- ③ 隣接する土地や建物に太陽光発電設備等を設置すること。
- ④ 資源エネルギー庁の Q&A における「一の需要場所（需要地）」に該当する。

cf. 特例需要場所及び複数需要場所を 1 需要場所とみなすことに関する Q&A（資源エネルギー庁）

https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/regulations/faq/index.html

《 「特例需要場所」とは、「一の需要場所において、災害による被害を防止する措置や温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、電気工作物の設置や運用の合理化のための措置その他電気の利用者の利益に資するための措置に伴い必要な設備であって、次の各号に掲げる要件を満たす設備（当該設備を使用するために必要な電灯その他の付随設備を含む。）が設置されている必要最小限の場所」（引用：電気事業法施行規則第 3 条第 3 項）を指します。

上記の設備の設置に際し、当該設備に係る電気の利用者へ小売供給を行う小売電気事業者から一般送配電事業者に出発があり、下記の①～④の「特例需要場所」の要件を満たす場合に「一の需要場所」とみなすこととしています。

①公道に面している等、特例需要場所への一般送配電事業者の検針並びに保守及び保安等の業務のための立入り（略）が容易に可能であり、かつ、特例需要場所以外の原需要場所への一般送配電事業者の立入りに支障が生じないこと。

②原需要場所における他の電気工作物と電氣的接続を分離すること等により保安上の支障がないことが確保されていること。

③特例需要場所における配線工事その他の工事に関する費用は、当該特例需要場所の電気の利用者又は小売電気事業者が負担するものであること。

④特例需要場所を一の需要場所とみなすことが社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、当該特例需要場所を供給区域に含む一般送配電事業者の供給区域内の電気の利用者の利益を著しく阻害するおそれがあるものでないこと。》

https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/regulations/faq/q1.html

《小売電気事業者から一般送配電事業者に対して申出があった場合で、一般送配電事業者が技術上、保安上適当と認めるときに限り、複数需要場所 1 引込みが認められます。

このため、電力・ガス基本政策小委員会でニーズ例として掲載した通り、「一の需要場所 A」（例えば市役所等）とは異なる「一の需要場所 B」（例えば防災公園等）に太陽光発電設備を設置し、そこで発電した電力を、「一の需要場所 A」に自営線により常時供給を行うことで再エネの自家発自家消費を実施する場合は対象となります。》

https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/regulations/faq/q14.html

問30. 太陽光発電設備の法定耐用年数を業種に基づく法定耐用年数とする際の注意点はありますか。

太陽光発電設備の法定耐用年数は 17 年とすることが原則です。

ただし、国税庁のウェブページの質疑応答事例に記載されているとおり、《自動車製造業を営む法人が、自社の工場構内に自動車製造設備を稼働するための電力を発電する設備》《自家発電設備の一つ》で、《その設備から生ずる最終製品(電気)を専ら用いて他の最終製品(自動車)が生産される場合》などで、「自己所有」または「リースモデル」の場合は、その業種の法定耐用年数を用いて本補助金に申請することができます。

法定耐用年数が短くなるほど「費用効率性（CO₂を 1t 削減するのに必要な費用）」が悪化する（補助金の交付額に対する補助事業としての成果が減る）ため、補助金の審査における評価で不利になる可能性があることに注意してください。

「オンサイト PPA モデル」は PPA 事業者などが太陽光発電設備等を所有し、需要家など（共同事業者）に対して売電を行うため、太陽光発電設備の法定耐用年数は漏れなく「電気業用設備」「その他の設備」「主として金属製のもの」の 17 年になります。

業種に基づく法定耐用年数を用いる場合は、適正な法定耐用年数であることを社内の経理担当や税理士などの専門家や所轄の税務署に補助金の申請前に確認してください（申請後の変更は不可）。税務上の法定耐用年数と補助金の申請における法定耐用年数は同じであり、異なる法定耐用年数を使用することは認められません。

cf. 風力・太陽光発電システムの耐用年数について（国税庁）

<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/hojin/05/12.htm>

問31. 補助対象設備の発注、契約、支払いはいつから可能ですか。

本補助事業により導入する補助対象設備の発注、契約、支払いは交付決定日以降に行っていた必要があります。交付決定日までに補助事業の実施に係る契約の締結に向けた準備行為（見積もり合わせを実施するなどして発注先を選定することなど）を行うことは認められますが、契約締結日が交付決定日より前の経費については補助対象経費として認められません。交付決定日より前に発注、契約、支払いをした経費を補助対象として申請することはできません。

なお、キュービクル（高圧受変電設備）内に設置する「RPR/ 逆電力継電器」「OVGR/ 地絡過電圧継電器」「ZPD / 零相電圧検出装置/検出器」「変圧器（トランス）」などの納期が長期化している昨今の情勢を踏まえ、補助事業の期間内に納期が間に合わない見込みの場合はキュービクル関係の機器を補助対象外経費として、補助対象経費とは別の発注、契約であることを条件に（原則として一括発注は不可）交付決定日より前の発注を可とします。この場合でも、補助事業の期間内に太陽光発電設備等を完成させることが補助金の交付の条件であることに注意してください。

問32. 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約を行う場合の注意点は何か。

交付規程第 8 条第二号のとおり、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければなりません。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難または不適當である場合は、指名競争または随意契約によることができます。

随意契約とする場合、原則として見積もり合わせにより価格の妥当性を示すようにしてください。価格の妥当性を確認できない申請は認められません。

問33. 補助対象設備の発注に必要な経費の妥当性を示すにあたり、どのようなことに気をつけて見積

書を取得すればいいですか。

契約の相手方を選定するにあたっては、原則として競争原理が働く手続きによらなければなりません。具体的には、同一の条件（メーカーの違いなどによる多少の性能差があることは可）で3社以上の見積書を取得し、最低価格の見積書を根拠資料とすることが原則です。

見積書は申請書の提出時に有効期限内のものである必要があります。ただし、有効期限を過ぎたものでも同一条件で発注できることを電話などのヒアリングにより確認済みであることが見積書に記載（追記）されていれば有効な見積書と見なします。

見積書には補助対象経費と補助対象外経費を判別できる明細が記載されていることが必要です。大まかな項目のみで「一式」と記載されていると、具体的に導入する設備や工事の内容などが分からず、審査を行えない場合があります。

個々の機器などの正確な単価を把握するため、原則として出精値引きの項目の無い見積書を取得してください。見積書に出精値引きの項目がある場合は、金額を按分するなどして必ず個々の項目に振り分けてください。

工事の実施にあたって必要な資格などがある場合、必要な資格などを有する事業者であることを確認した上で見積書を取得してください。法令上、工事を実施できない事業者からの見積書は認められません。

税込500万円以上の太陽光発電工事は発注先の業者に建設業の許可が必要であり、太陽光発電設備の工事を請け負うには電気工事業の登録や届出が必要となります。また、太陽光発電設置工事を含む大規模の建設物を一括して元請で請け負うには建築一式工事の許可が必要となる場合があります。業者から見積書を取得する際、建設業、電気工事業などの許可、登録、届出の有無を確認してください。

問34. 見積書は2社分でも認められますか。

競争入札などによることが困難または不相当である場合（特許技術を含む製品や販売事業者が1社しか存在しない製品の場合など）を除き、原則として3社以上の見積書を取得してください。

見積もり依頼をしたものの、辞退があった場合は、「見積もり依頼をした年月日」「見積もり依頼をした事業者の名称、連絡先（電話番号、メールアドレスなど）」「見積もり依頼をした内容（条件）」などを記載した経緯書を3社以上の見積書に含めることができることとします（例：見積書2社分＋経緯書1社分）。

問35. あらかじめ特定の業者に発注先を決めている場合、他の業者からの見積書は取得せずにその業者に発注しても構いませんか。

補助事業において契約の相手方を選定するにあたっては、原則として競争原理が働く手続きによらなければならないため、他の業者との比較や検討をせずに特定の業者に発注先を決めることは認められません。見積もり合わせを実施しないと、金額が高止まりする傾向があります。ただし、「自己所有」の申請などで他の事業者が発注しない理由が明確にある場合は申請書に随意契約理由書を添付して審査を受けてください。その場合でも、理由によっては見積もり合わせを実施しないことを認めず、3社以上の見積書の取得を求める場合があります。

問36. 補助対象設備を発注する際、補助対象外経費を含んだ形で契約をすることは可能ですか。

補助対象設備を発注する際、合理的な理由がある場合は、補助対象外経費を含んだ形で契約をすることは可能です。その場合、工事会社などと締結する「契約書」または「注文書および注文請書」において、補助対象経費と補助対象外経費が明確に分けられていることが必要です。

見積書において間接工事費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費）や測量及試験費（設計費、監理費）が補助対象経費と補助対象外経費で分かれていない場合、直接工事費（材料費、労務費、直接経費）を補助対象経費と補助対象外経費に区分した上で、直接工事費（材料費、労務費、直接経費）の補助対象経費と補助対象外経費の比率で按分することが原則です。直接工事費（材料費、労務費、直接経費）に補助対象外経費があるにもかかわらず、間接工事費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費）や測量及試験費（設計費、監理費）を全額、補助対象経費にすることは基本的に認められません。

問37. 補助対象設備を担保にして金融機関などから資金調達をすることは認められますか。

補助対象設備を担保にして、補助事業者（代表申請者、共同申請者）に含まれない金融機関など（銀行、リース事業者など）から資金調達をすることは認められません。補助対象設備の所有権などを有する者が補助事業者（代表申請者、共同申請者）に含まれることが必要です。

例えば、リース事業者を補助事業者（代表申請者、共同申請者）に含めることを条件にリースバックなどの申請を可とします。

問38. 資金調達の手法としてプロジェクトファイナンスを用いた申請は可能ですか。

資金調達先となる金融機関（銀行、リース事業者など）が補助事業者（代表申請者または共同申請者）となり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）や交付規程を遵守し、補助事業を実施する体制になっていることを申請書で確認できれば、資金調達の手法としてプロジェクトファイナンスを用いた申請は可能です。プロジェクトファイナンスで資金調達先となる金融機関が補助事業者（代表申請者または共同申請者）に含まれず、補助金適正化法や交付規程を遵守することを確認できない申請は原則として認められません。

問39. 公募要領の「交付申請書の審査における主な評価ポイント」に記載されている「(B) ストレージパリティの達成への取り組み」「a 太陽光発電設備の規模に見合った定置用蓄電池または車載型蓄電池の導入」の解説をしてもらえますか。

交付申請書の審査において、本補助事業で導入する太陽光発電設備の「太陽電池出力 [kW]」に対して、本補助事業で導入する定置用蓄電池または車載型蓄電池の「蓄電容量（バッテリー容量） [kWh]」が大きい申請の評価を高くする予定です。

例えば 300kW の太陽光発電設備に対して 20kWh の定置用蓄電池を導入する申請より 200kWh の定置用蓄電池を導入する申請が高い評価となる見込みです。また、例えば 10kWh の家庭用の定置用蓄電池を 2 台導入する申請と 20kWh の業務・産業用の定置用蓄電池を 1 台導入する申請の評価は同じとなる見込みです。

2. 補助金の交付額の算定方法

問40. 補助金の交付額に上限額や下限額はありますか。

補助金の交付額は1件の申請につき2,500万円が上限額となります。例えば太陽光発電設備の基準額が2,000万円、定置用蓄電池の基準額が2,000万円の申請の場合、2,000万円+2,000万円=4,000万円と上限額2,500万円を比較して低い方の2,500万円が補助金所要額となります。

下限額はありますが、戸建て住宅を除き、「太陽電池出力」が10kW以上、「定格容量」が4,800Ah・セル以上である必要があります。

問41. 公募要領・別表第1に基づく太陽光発電設備の補助金の基準額の算定方法を例示してもらえますか。

太陽光発電設備の補助金の基準額の算定に用いる「太陽電池出力」は、太陽電池モジュール（太陽光パネル）のJISなどに基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値の低い方をkW単位で小数点以下を切り捨てた値とします。「太陽電池出力」の算定には、太陽電池モジュール（太陽光パネル）と直接接続されず、太陽光発電の電力を変換するために用いられない、定置用蓄電池のためのパワーコンディショナーの定格出力は含まれないので、注意してください。

例1：「オンサイトPPAモデル」または「リースモデル」の場合

- ・太陽電池モジュール（太陽光パネル）の公称最大出力の合計値：280kW（=400W/枚×700枚）
- ・パワーコンディショナーの定格出力の合計値：250kW（=50kW/台×5台）

の場合、太陽光発電設備の補助金の基準額は、250kW（280kWと250kWの低い方）×5万円/kW（「オンサイトPPAモデル」または「リースモデル」の場合）=1,250万円となります。

例2：「自己所有」の場合

- ・太陽電池モジュール（太陽光パネル）の公称最大出力の合計値：120kW（=300W/枚×400枚）
- ・パワーコンディショナーの定格出力の合計値：100kW（=50kW/台×2台）

の場合、太陽光発電設備の補助金の基準額は、100kW（120kWと100kWの低い方）×4万円/kW（「自己所有」の場合）=400万円となります。

太陽光発電設備の補助金の基準額の算定は太陽電池モジュール（太陽光パネル）のkW数（公称最大出力の合計値）だけではできません。パワーコンディショナーのkW数（定格出力の合計値）の情報も必要です。

申請書の様式（Excelファイル）に計算式が入っているので、具体的な金額は様式に記入して確認してください。

問42. 公募要領・別表第1に基づく定置用蓄電池の補助金の基準額の算定方法を例示してもらえますか。

か。

定置用蓄電池の補助金の基準額の算定に用いる「蓄電容量」は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧および使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の値で、kWh 単位で小数点第二位以下を切り捨てた値とします。

例 1：業務・産業用の場合

業務・産業用の蓄電池 200kWh（パワーコンディショナー一体型でない単機能タイプ）を導入し、見積書に記載された工事費込みの定置用蓄電池のみの補助対象経費が 3,000 万円（税抜）の場合、業務・産業用蓄電池の目標価格 $200\text{kWh} \times 16.0 \text{ 万円/kWh} = 3,200 \text{ 万円}$ をクリア（ $3,200 \text{ 万円} > 3,000 \text{ 万円}$ ）しており、 $200\text{kWh} \times 5.3 \text{ 万円/kWh} = 1,060 \text{ 万円}$ 、 $3,000 \text{ 万円} \times 1/3 = 1,000 \text{ 万円}$ となるため、定置用蓄電池の基準額は 1,000 万円（1,060 万円と 1,000 万円の少ない方）となります。

例 2：家庭用の場合

家庭用の蓄電池 10kWh（パワーコンディショナー一体型でない単機能タイプ）を導入し、見積書に記載された工事費込みの定置用蓄電池のみの補助対象経費が 90 万円（税抜）の場合、家庭用蓄電池の目標価格 $10\text{kWh} \times 14.1 \text{ 万円/kWh} = 141 \text{ 万円}$ をクリア（ $141 \text{ 万円} > 90 \text{ 万円}$ ）しており、 $10\text{kWh} \times 4.7 \text{ 万円/kWh} = 47 \text{ 万円}$ 、 $90 \text{ 万円} \times 1/3 = 30 \text{ 万円}$ となるため、定置用蓄電池の基準額は 30 万円（47 万円と 30 万円の少ない方）となります。

定置用蓄電池の補助金の基準額の算定は定置用蓄電池の kWh 数（蓄電容量の合計値）の情報だけではできません。工事費込みの定置用蓄電池のみの見積書（見積書の金額のうち、補助対象経費の金額 [円]）の情報も必要です。

申請書の様式（Excel ファイル）に計算式が入っているので、具体的な金額は様式に記入して確認してください。

問43. 補助金の基準額は太陽光発電設備と定置用蓄電池の基準額の合算になりますか。

太陽光発電設備と定置用蓄電池をセットで申請する場合、1 件の申請あたりの補助金の基準額は太陽光発電設備と定置用蓄電池の基準額の合算になります。

例 1：各設備の基準額の合計が 2,500 万円以下の場合

太陽光発電設備の基準額が 500 万円、定置用蓄電池の基準額が 1,000 万円の場合、その申請の補助金の基準額は $500 \text{ 万円} + 1,000 \text{ 万円} = 1,500 \text{ 万円}$ になります。

例 2：各設備の基準額の合計が 2,500 万円以上の場合

太陽光発電設備の基準額が 2,000 万円、定置用蓄電池の基準額が 3,000 万円の場合、その申請の補助金の基準額は $2,000 \text{ 万円} + 3,000 \text{ 万円} = 5,000 \text{ 万円}$ と上限額 2,500 万円との低い方の 2,500 万円になります。2,500 万円が補助金所要額となった場合、太陽光発電設備と定置用蓄電池の基準額の比率が 2,000 万円と 3,000 万円で 2：3 であることから、太陽光発電設備の補助金所要額は $2,500 \text{ 万円} \times 2/5 = 1,000 \text{ 万円}$ 、定置用蓄電池の補助金所要額は $2,500 \text{ 万円} \times 3/5 = 1,500 \text{ 万円}$ となります。上限額 2,500 万円を超えるという理由で、太陽光発電設備のみを補助対象とし、定置用蓄電池を補助対象外として申請することは認められません。

申請書の様式 (Excel ファイル) に計算式が入っているので、具体的な金額は様式に記入して確認してください。

問44. 太陽光発電設備や定置用蓄電池の基準額に設置工事費相当額として 10 万円が加算されますか。

令和 4 年度補正予算の公募では、太陽光発電設備や定置用蓄電池の基準額に設置工事費相当額として 10 万円が加算されません。令和 2 年度補正予算や令和 3 年度当初予算とは異なるので、注意してください。

問45. 「家庭用」の蓄電池を複数台設置した場合、「業務・産業用」の蓄電池と見なされますか。

本補助事業で導入する定置用蓄電池が「業務・産業用」か「家庭用」かの判断は、需要家が法人か個人か、用途が法人用か個人用かなどに関係なく、型番 (パッケージ型番) ごとの製品単位の蓄電システムの定格容量 [Ah・セル] で判断します。設置する台数によって「業務・産業用」と「家庭用」の区分が変わるわけではないので注意してください (カタログなどに定格容量 [Ah・セル] の数値の記載がない場合、メーカーなどに問い合わせ確認すること)。

本補助金の申請上は、型番 (パッケージ型番) ごとの製品が 4,800Ah・セル以上であれば「業務・産業用」、4,800Ah・セル未満であれば「家庭用」となります。

一般社団法人 環境共創イニシアチブ (SII) の「蓄電システム登録済製品一覧」のウェブサイトに登録されている製品は全て「家庭用」と見なします。「家庭用」の蓄電池を 1 台設置する場合でも複数台設置する場合でも、型番 (パッケージ型番) ごとの個々の蓄電池は「家庭用」の製品のため、「家庭用」の蓄電池と見なし、「業務・産業用」の蓄電池とは見なしません。「家庭用」の蓄電池を「業務・産業用」の蓄電池として申請することは認められません。

問46. 公募要領・別表第 1 に基づく車載型蓄電池の補助金の基準額の算定方法を教えてください。

車載型蓄電池の補助金の基準額は、車載型蓄電池の蓄電容量 [kWh] の 2 分の 1 に 4 万円を乗じて得た額となります。ただし、最新の経済産業省「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金 (CEV 補助金)」の「銘柄ごとの補助金交付額」が上限額となります。

CEV 補助金も国の補助金であり、同一設備について国の補助金を併用することはできません。CEV 補助金で EV などを申請した場合、申請した EV などは本補助金の対象になりません。

問47. 公募要領・別表第 1 に基づく充放電設備の補助金の基準額の算定方法を教えてください。

充放電設備の補助金の基準額は、機器費の 2 分の 1 (最新の CEV 補助金の「銘柄ごとの補助金交付上限額」を上限額とする) と設置工事費 (1 基あたり、業務・産業用 95 万円、家庭用 40 万円を上限額とする) を合算した額となります。対象となる機器は、最新の CEV 補助金の「V2H 充放電設備」の「補助対象 V2H 充放電設備一覧」に記載されたものに限りです。

CEV 補助金も国の補助金であり、同一設備について国の補助金を併用することはできません。CEV 補助金で V2H を申請した場合、申請した V2H は本補助金の対象になりません。

3. 太陽光発電設備

問48. 本補助事業で導入する太陽光発電設備の規模はどの程度とするのが妥当ですか。

本補助事業で導入する太陽光発電設備は、平時において対象施設（オンサイト）で自家消費することを目的とし、かつ停電時に対象施設で需要家が必要だと考える電力を供給できるものである必要があります。

施設によって消費電力の傾向は大きく異なりますが、売電を目的とせず、自家消費を目的とした太陽光発電設備であることが必要です。

なお、見込みどおりに消費電力が増えなかった場合、過大な設備となりかねないため、将来的な設備投資などによる消費電力の増加を見込んだ申請は認められません。消費電力量の実績値に基づき、太陽光発電設備の導入規模を決める必要があります。

太陽光発電設備の発電量が多くなる昼の 12 時（正午）前後や対象施設の消費電力量の少ない時間帯（土日祝日など）に生じる余剰電力については定置用蓄電池に充電して他の時間帯に放電することで、本補助事業で導入する太陽光発電設備の発電電力の自家消費率をできる限り高くすることが望ましいです。

問49. 平日と土日の消費電力量の差が大きい施設の場合、導入する太陽光発電設備の規模はどの程度とするのが妥当ですか。

本補助金は自家消費型の太陽光発電設備を補助対象としていますが、平日と土日の消費電力量の差が大きい施設の場合、平日の消費電力量を基準にすると土日に大量の余剰電力量（出力制御により発電されなかった電力量を含む。以下同様）が発生する一方で、土日の消費電力量を基準にすると太陽光発電設備の導入規模は比較的小さなものとなって施設の消費電力量に占める再生可能エネルギーの比率が低い水準にとどまる傾向にあります。

こうした施設の場合、平日には余剰電力量がほとんど発生せずに自家消費できる規模の太陽光発電設備とすることが原則的な考え方となります。蓄電容量の大きな定置用蓄電池を導入するほど太陽光発電設備の発電電力の自家消費率を向上させやすくなるので、対象施設の消費電力の傾向を踏まえて、導入する定置用蓄電池の蓄電容量を検討してください。

問50. 事業要件の「停電時にも必要な電力を供給できる機能を有する太陽光発電設備等を導入すること」を満たすためには、どのような設備を導入する必要がありますか。

本補助事業で導入する太陽光発電設備等は停電時に対象施設で需要家が必要だと考える電力をまかなえるものである必要があります。

停電時に対象施設で需要家が必要だと考える電力をまかなえることを条件として、①蓄電池の導入、②太陽光発電設備における自立運転機能付きのパワーコンディショナーと蓄電池を組み合わせる導入のいずれでも構わないものとします。停電時の対象施設における負荷、系統別の出力と負荷の妥当性などを申請書で示してください。

なお、夜間に需要家が必要だと考える電力がある場合は、太陽光発電設備における自立運転機能付きのパワーコンディショナーでは夜間に必要な電力をまかなえず、蓄電池のみで必要な電力

を供給しなければならないことに留意してください。

問51. 本補助事業で導入するパワーコンディショナーは全て自立運転機能付きのものにする必要がありますか。

蓄電池と組み合わせることで停電時に対象施設で需要家が必要だと考える電力をまかなえるのであれば、本補助事業で導入するパワーコンディショナーを全て自立運転機能付きのものにする必要はありません。蓄電池だけで停電時に対象施設で需要家が必要だと考える電力をまかなえるのであれば、太陽光発電設備のパワーコンディショナーは自立運転機能付きのものを導入せず、自立運転機能の無いものだけを導入する計画でも差し支えありません。その場合、蓄電池のみで停電時に需要家に対象施設で必要だと考える電力をまかなえることを申請書で示してください。

問52. 特定負荷や非常用コンセントは太陽光発電設備を設置する建物と同じ建物にある必要がありますか。

停電時に需要家が必要だと考える電力をまかなうことができ、本補助事業の目的の一つである対象施設のレジリエンス強化につながる事が申請書で示されていれば、太陽光発電設備を設置する建物と同一敷地内にある他の建物の事務室などに特定負荷や非常用コンセントがある申請も可とします。

問53. 積雪地域での申請にあたって注意する点がありますか。

積雪地域の場合、積雪時のことを考慮して、太陽電池モジュール（太陽光パネル）を建物の屋根に設置するにあたって架台が必要になるケースがあります。本補助金に申請する前に架台の設置の必要性の有無を検討し、架台を設置する場合、設置する建物が構造上、架台を含めた太陽光発電設備の荷重に耐えられることを確認した上で申請してください。

問54. FIT（固定価格買い取り制度）や FIP（フィードインプレミアム）制度は利用できますか。

本補助事業で導入する太陽光発電設備で発電した電力は余剰電力を含め、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年 8 月 30 日法律第 108 号）に基づく FIT（固定価格買い取り制度 / Feed-in Tariff）または FIP（フィードインプレミアム / Feed-in Premium）制度により売電することはできません。

問55. 余剰電力を売電することはできますか。

本補助金は対象施設（オンサイト）での自家消費型の太陽光発電設備を補助対象としており、太陽光発電設備の発電電力のうち、余剰電力を売電することは認められません。FIT・FIPによる売電はもとより、電気事業者との個別契約（相対契約）による売電も認められないので注意してください。ただし、戸建て住宅については、FIT・FIP制度の適用を受けない、電気事業者との個別契約（相対契約）による余剰電力の売電は可とします。

問56. 本補助金で導入する太陽光発電設備の発電電力を自己託送することは認められますか。

本補助金は対象施設（オンサイト）での自家消費型の太陽光発電設備を補助対象としており、本補助金で導入する太陽光発電設備の発電電力を一般送配電事業者が維持・運用する送配電ネットワークを介して電気事業法（昭和 39 年 7 月 11 日法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 5 号口に定

める接続供給（自己託送）を行うことは認められません。

余剰電力についても、自己託送は認められません。

問57. RPR（逆電力継電器）などの逆潮流を防止する機器の設置は必須ですか。

本補助事業で導入する太陽光発電設備は、戸建て住宅を除き、太陽光発電設備の発電電力を系統に逆潮流しないことが要件になっています。そのため原則として、RPR（reverse power relay / 逆電力継電器）などの逆潮流を防止する機器を設置し、一般送配電事業者への系統連系の申し込みを「逆潮流なし（売電なし）」で行うことが必要です。

ただし、自家用発電設備（火力発電所やバイオマス発電所など）が敷地内にあり、他の工場などに日常的に発電電力を自己託送しており、RPRなどを設置できない場合、こうした施設については実質的に太陽光発電設備の発電電力を逆潮流しないことについての定量的なデータ（年間を通しての対象施設の消費電力量、外部から購入している電力量、施設内の自家用発電設備の発電電力量、本補助事業で導入する太陽光発電設備の稼働前と後の自己託送する電力量、本補助事業で導入する太陽光発電設備の発電電力量の自家消費率など）を踏まえた技術的な説明資料（様式任意）を提出し、問題ないことが確認できれば、RPRなどを設置しない申請でも可とします。

問58. 「系統接続（系統連系）」について、補助金の申請前に確認しなければならないことは何ですか。

補助事業の実施に支障がないよう、系統接続（系統連系）について補助金の申請前に十分確認してください。

連系工事負担金によって事業採算性が悪化し、補助事業を中断または中止することの無いよう、補助金の申請前の段階から一般送配電事業者と十分な協議を行い、負担方法を需要家と調整してください。

cf. なるほど！グリッド > 系統接続について（資源エネルギー庁）

《系統接続とは、発電した電気を一般送配電事業者又は配電事業者の送電線、配電線に流すために、電力系統に接続することです。系統接続は、系統への接続希望者（以下「系統連系希望者」という。）が一般送配電事業者又は配電事業者に接続検討の申込みをし、一般送配電事業者又は配電事業者が技術的検討等を踏まえて連系承諾を行い、系統連系希望者が工事費負担金を支払うことで、工事が実施され系統への接続が開始されます。》

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/grid/01_setsuzoku.html

cf. 一般送配電事業者

1. 北海道電力ネットワーク株式会社 <https://www.hepco.co.jp/network/index.html>
2. 東北電力ネットワーク株式会社 <https://nw.tohoku-epco.co.jp/>
3. 東京電力パワーグリッド株式会社 <https://www.tepco.co.jp/pg/>
4. 中部電力パワーグリッド株式会社 <https://powergrid.chuden.co.jp/>
5. 北陸電力送配電株式会社 <https://www.rikuden.co.jp/nw/index.html>
6. 関西電力送配電株式会社 <https://www.kansai-td.co.jp/>
7. 中国電力ネットワーク株式会社 <https://www.enerqia.co.jp/nw/index.html>

8. 四国電力送配電株式会社 <https://www.yonden.co.jp/nw/index.html>
9. 九州電力送配電株式会社 https://www.kyuden.co.jp/td_index.html
10. 沖縄電力株式会社 <https://www.okiden.co.jp/>

問59. ペロブスカイト太陽電池は補助対象として認められますか。

ペロブスカイト太陽電池 (perovskite solar cell: PSC) は現段階で次世代型太陽電池と呼ばれており、実証段階だと考えられるため、本補助金の対象にはなりません。

cf. 総合エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会（第44回） 資料1 再エネの大量導入に向けて（20・21ページ）（資源エネルギー庁 2022年8月17日）

《・軽量かつ高い性能（変換効率及び耐久性）を満たすペロブスカイト太陽電池の社会実装を実現するため、グリーンイノベーション基金を活用した実用化に必要な製造技術の確立を目指した支援を実施中。》

《・また、太陽光発電設備の適地制約の克服に向けて、ビル壁面等に設置可能な次世代型太陽電池（ペロブスカイト太陽電池）の開発も重要。》

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/pdf/044_01_00.pdf

4. 定置用蓄電池

問60. 既設の太陽光発電設備がある場合、定置用蓄電池のみの申請はできますか。

本補助金で太陽光発電設備を導入することが必須のため、既設の太陽光発電設備がある場合でも定置用蓄電池のみを補助対象として申請することはできません。

問61. 本補助事業で導入する定置用蓄電池の蓄電容量はどの程度とするのが妥当ですか。導入する太陽光発電設備の規模と連動させる必要がありますか。

本補助事業で導入する定置用蓄電池は太陽光発電設備によって発電した電気を優先的に蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提としたものである必要があります。その上で、導入する定置用蓄電池の蓄電容量は停電時に対象施設で需要家が必要だと考える電力をまかなえるものであることが基本です。

具体的には申請書の様式 (Excel ファイル) において、停電時に必要な電力をまかなえる蓄電容量の定置用蓄電池を導入する計画であることを示せることが基本的に必要です。

太陽光発電設備は天候によって大きく発電量が変動しますが、前日の夜間などに放電した定置用蓄電池の電力量 (満充電時と残量設定 (SoC 下限) の差) を平均的な発電予想量 (太陽光発電設備の年間推定発電量 ÷ 365 日) で日中に充電できる計算になっている必要があります。導入する太陽光発電設備の規模と定置用蓄電池の蓄電容量を必ずしも連動させる必要はありませんが、太陽光発電設備の発電電力により定置用蓄電池を平時において充放電を繰り返せるよう充電 (前日の夜間などに放電した分を充電) できるシステムでなければなりません。

全ての太陽光発電設備を定置用蓄電池に接続して充電できるようにする必要はなく、定置用蓄電池に接続する太陽光発電設備で定置用蓄電池の充電に必要な電力量を確保できるのであれば、定置用蓄電池に接続せずに負荷への供給を行う太陽光発電設備があることは構いません。

問62. 対象施設の消費電力が高い水準で安定しており、本補助事業で導入する太陽光発電設備の発電電力を対象施設でほぼ完全に自家消費できる場合でも、定置用蓄電池を導入しなければなりませんか。

対象施設の消費電力が高い水準で安定しており、本補助事業で導入する太陽光発電設備の発電電力を対象施設でほぼ完全に自家消費できる (余剰電力がほぼ発生しない) 場合でも、本補助金に申請するためには定置用蓄電池を導入する必要があります。

この場合、定置用蓄電池は平時のピークカットや停電時のレジリエンス向上に重きを置いた使用方法になりますが、その場合でも、定置用蓄電池を日々充放電させて活用しなければなりません。

問63. 曇天時や定置用蓄電池のメンテナンス時に商用系統から定置用蓄電池に充電をすることは認められますか。

定置用蓄電池に深夜電力などで毎日のように商用系統から充電することは認められません。

ただし、補助事業の目的や要件に反しない (太陽光発電設備の発電電力による充電が主である)

ことを条件に曇天時やメンテナンス時に商用系統から定置用蓄電池に充電することは認められません。太陽光発電設備の発電電力による充電が主であることを確認できない申請は認められないので、注意してください。

問64. 補助対象となる定置用蓄電池の種類に制限はありますか。

定置用蓄電池は公募要領に記載された補助対象設備の要件を満たすものであれば、リチウムイオン電池 (lithium-ion battery: LIB) だけでなく、鉛蓄電池 (lead-acid battery: LAB) やレドックスフロー電池 (redox flow battery: RFB) やナトリウム硫黄電池 (sodium-sulfur battery: SSB / NAS 電池) なども補助対象になり得ます。実証段階の製品やキャパシター (capacitor / 蓄電器) のような蓄電池でないものは対象にならないので、注意してください。

問65. 業務・産業用の蓄電池には家庭用の蓄電池のような設備要件はありますか。

業務・産業用の蓄電池（型番ごとの製品が 4,800Ah・セル以上）については製品に対する設備要件は特段ありませんが、定格容量 4,800Ah・セル以上の蓄電池は需要地が所在する地方公共団体(市区町村など)の火災予防条例で定める安全基準の対象になります。所轄の消防署に 4,800Ah・セル以上の蓄電池であることを確認できる資料を提出した上で、適切に手続きを行ってください。

問66. 家庭用の蓄電池を複数台接続して使用する場合、火災の発生のおそれのある設備として各市町村などの火災予防条例による規制の対象となりますか。

定格容量 4,800Ah・セル以上の蓄電池は各市町村などの火災予防条例により、その使用に際し、火災の発生のおそれのある設備として規制の対象となります。

ただし、家庭用の蓄電池を複数台接続して設置する場合、蓄電池およびその他の機器が 1 の箱 (ボックス) に収納され、火災予防上一定の安全性を有するものであるときは、原則として箱 (ボックス) ごとの判断となります。

具体的な判断については、需要地が所在する消防署に確認してください。

cf. 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成 14 年 3 月 6 日総務省令第 24 号）

《第二章 対象火気設備等に関する基準

(対象火気設備等の種類)

第三条 令第五条第一項各号列記以外の部分の総務省令で定めるものは、第一号から第十二号までに掲げる設備から配管設備等を除いたもの及び第十三号から第二十号までに掲げる設備とする。

十五 変電設備（全出力二十キロワット以下のもの及び第二十号に掲げるものを除く。以下同じ。）

十七 蓄電池設備（四千八百アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。）

二十 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第九号に規定する自動車又は同項第十号に規定する原動機付自転車をいう。第十六条第九号子において同じ。）をいう。以下同じ。）に充電する設備（全出力二十キロワット以下のもの及び全出力二百キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。))

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=414M60000008024>

cf. 蓄電池を複数台接続して設置する場合の取扱いについて（通知）（消防予第 155 号 令和 4 年 3 月 31 日）

《 今般、複数台の家庭用蓄電池を接続して設置する事例が見られるようになりましたが、その容量（アンペアアワー・セル）の算定に当たっての蓄電池設備の取扱いが市町村によって異なることから、蓄電池を複数台接続して設置する場合の取扱いについて以下のとおりとりまとめました。》

《 蓄電池を複数台接続して設置する場合、蓄電池及びその他の機器が 1 の箱に収納され、火災予防上一定の安全性を有する（※）ものであるときは、当該箱ごとに対象火気省令第 3 条第 17 号に定める「蓄電池設備」への適合が判断されるものであること。

（※）当該蓄電池を用いる蓄電システムが日本産業規格（産業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 20 条第 1 項の日本産業規格をいう。）（JIS）C4412（低圧蓄電システムの安全要求事項）に定める規格に適合するものであるなど、火災予防上一定の安全性を有していると認められたものであること。》

https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/220331_yobou_155.pdf

問67. 補助対象として申請したい蓄電池が 4,800Ah・セル以上かどうかは、どうすれば確認できますか。

4,800Ah・セルという数値はリチウムイオン電池の場合、目安として蓄電容量 15~18kWh、初期実効容量 13~16kWh と対応します。製品ごとの電圧 [V] によって 4,800Ah・セルと対応する [kWh] の数値は異なるため、蓄電容量 [kWh] だけで判断せず、仕様書などで [Ah・セル] の数値を確認してください。仕様書などに [Ah・セル] の数値が記載されていない場合、メーカーに問い合わせるなどした上で、メーカーの回答資料などを申請書に添付し、補助対象として申請する蓄電池の [Ah・セル] の数値を明示してください。申請時に提出された書類で [Ah・セル] の数値の根拠を確認できない蓄電池は審査を行えない場合があります。

なお、一般社団法人 環境共創イニシアチブ（SII）の「蓄電システム登録済製品一覧」に登録されている製品はいずれも 4,800Ah・セル未満の家庭用の蓄電池となります。

cf. 蓄電システム登録済製品一覧（SII）

<https://sii.or.jp/zeh/battery/search>

問68. リユースの定置用蓄電池も補助対象になりますか。

法定耐用年数が経過した後の車載型蓄電池を定置用蓄電池としてリユースしたものであり、公募要領に記載された内容を満たすものであれば、リユースの定置用蓄電池も補助対象になります。蓄電池の法定耐用年数である 6 年間、充放電を繰り返して使用できる製品であることを客観的に確認できる資料を申請書で提出する必要があります。基準額の算定方法は新品の製品の場合と同様です。法定耐用年数が経過した後の車載型蓄電池を定置用蓄電池としてリユースしたもの以外は補助対象になりません。

問69. 蓄電池は可搬式のものでも補助対象になりますか。

本補助金は定置用蓄電池を補助対象としており、可搬式の蓄電池は補助対象外とします。

ただし、可搬式の蓄電池であっても、アンカーボルトなどで固定する場合は補助対象となり得ます。災害時に転倒などして破損し、使用不能とならないよう、適切に固定して使用することが必要です。

問70. 「目標価格」をクリアするため、定置用蓄電池の工事費などを補助対象外として申請すること

は認められますか。

定置用蓄電池は設置までしないと機能せず、補助事業としての目的を果たせないため、「目標価格」をクリアするために工事費などを補助対象外とし、機器費のみを補助対象として申請することは認められません。「9. 補助対象・補助対象外」の Q&A に記載された内容に基づき、適切に補助対象経費を計上してください。

問71. 「目標価格」をクリアする定置用蓄電池が見つからない場合、定置用蓄電池を補助対象外として太陽光発電設備のみを補助対象として申請することは認められますか。

「目標価格」をクリアする定置用蓄電池が見つからない場合、定置用蓄電池を新たに補助対象外で導入し、太陽光発電設備のみを補助対象として申請することは可能です。この場合、補助対象外で新たに導入する定置用蓄電池で停電時の要件を満たす必要があることに注意してください。

問72. 定置用蓄電池の固定方法は耐震クラス S を満たさなければなりませんか。

本補助事業における定置用蓄電池の固定方法は耐震クラス S でなくても構いません。

完了実績報告書において、定置用蓄電池の固定方法が『建築設備耐震設計・施工指針 2014 年版』（一般財団法人 日本建築センター）などに示された一定の基準（地震荷重など）を満たすものであり、原則として一定の基準を満たすことを強度計算書などで確認する必要があります。想定される規模の地震や台風や積雪で破損し、使用不能となるような固定方法は認められません。

5. 車載型蓄電池・充放電設備

問73. ハイブリッド車（HV）を車載型蓄電池として申請できますか。

プラグインハイブリッド車（PHV: plug-in hybrid vehicle）は車載型蓄電池として申請できますが、ハイブリッド車（HV: hybrid vehicle）は車載型蓄電池として申請できず、本補助金の対象になりません。

問74. 放電機能の無い充電設備を充放電設備として申請できますか。

放電機能の無い充電設備を充放電設備として申請することはできません。充電機能だけでなく、放電機能も備えた機器であることが必要です。

問75. 充放電設備のみの申請はできますか。

充放電設備のみの申請は認められません。

最新の CEV 補助金の「V2H 充放電設備」の「補助対象 V2H 充放電設備一覧」に導入したい機器が含まれない場合、事業期間内に設置が完了することを条件に、充放電設備を補助対象外として調達し、車載型蓄電池を補助対象として調達する申請は可とします。

6. オンサイト PPA モデル

問76. 本補助事業における「オンサイト PPA モデル」の定義を教えてください。

本補助事業における「オンサイト PPA* モデル」とは、太陽光発電設備等の所有者等である発電事業者（PPA 事業者）が需要家の施設等に太陽光発電設備等を当該発電事業者の費用により設置し、所有（第三者所有 / third-party ownership: TPO）・維持管理等（維持管理を当該需要家が行う場合を含む）をした上で、当該太陽光発電設備等から発電された電力を当該需要家に供給する契約方式のことを指しています。 * PPA: power purchase agreement / 電力購入契約

補助金額の一定割合がサービス料金の低減等により需要家に還元されるものであり、補助事業により導入した設備等を法定耐用年数の間、継続的に使用することを確認できる書類（需要家と PPA 事業者との契約書、覚書など）を申請時に提出してください。

問77. 「オンサイト PPA モデル」で PPA 事業者として申請するための条件はありますか。

本補助事業に「オンサイト PPA モデル」で PPA 事業者として申請するためには、定款で小売電気事業や発電事業などが規定されていることが必要です。

同一の需要地内で需要家に売電することは電気事業法（昭和 39 年 7 月 11 日法律第 170 号）の規制外のため、許可などがなくても売電は可能であり、本補助事業に「オンサイト PPA モデル」で申請できる PPA 事業者は資源エネルギー庁のウェブサイトで公表されている「発電事業に係る届出義務」のある発電事業者に限定されないものとします。

cf. 発電事業者一覧（経済産業省 資源エネルギー庁）

https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electricity_measures/004/list/

問78. 需要家と PPA 事業者に資本関係がある場合、「オンサイト PPA モデル」で申請できますか。

需要家と PPA 事業者が親会社・子会社・孫会社などの関係で資本関係がある場合、太陽光発電設備等の第三者所有とは見なせないため、「オンサイト PPA モデル」では申請できません。連結財務諸表に含まれる法人（支配・従属関係のある親会社＋連結子会社＋企業集団の業績に影響を与える関連会社や非連結子会社）同士の契約は利害関係を持たない第三者とは見なせません。直接的な支配・従属関係が無く、連結財務諸表に含まれない法人同士であれば、一部資本関係があっても「オンサイト PPA モデル」で申請できることとします。

需要家と PPA 事業者の代表者が同一人物であったり、需要地の土地・建物の所有者が PPA 事業者であったりする場合なども第三者所有とは見なせないため、「オンサイト PPA モデル」では申請できません。

ただし、グループ内の子会社が PPA 事業者となり親会社を需要家として PPA 契約を締結する場合や親会社が PPA 事業者となり子会社を需要家として PPA 契約を締結する場合などは「その他の PPA モデル」として申請できるものとします。

問79. PPA 事業者が所有、管理する施設にテナントとして入居している事業者と PPA 契約を締結す

る場合、「オンサイト PPA モデル」で申請できますか。

PPA 事業者が所有、管理する施設にテナントとして入居している事業者と PPA 契約を締結する場合、第三者の関係とは見なせないため、「オンサイト PPA モデル」で申請することはできません。「オンサイト PPA モデル」は第三者の屋根や敷地に太陽光発電設備等を設置するものである必要があります。

この場合、「その他の PPA モデル」または「自己所有」の要件を満たしていれば、その区分で申請できます。

問80. 「オンサイト PPA モデル」でリース事業者が補助対象設備の所有者となる実施体制の場合、リース事業者を代表申請者か共同申請者にして申請しなければなりませんか。

「オンサイト PPA モデル」で資金調達先としてリース事業者が実施体制に含まれる場合、リース事業者を代表申請者または共同申請者にして申請する必要があります。補助対象設備の所有者を含めた申請とする必要があります。補助対象設備の所有権の無い PPA 事業者のみの申請は認められません。

問81. 「オンサイト PPA モデル」においてリース事業者が実施体制に含まれる場合、PPA 事業者とリース事業者とのファイナンスリース契約において補助金額相当分をリース料金から控除する必要がありますか。また、PPA 事業者とリース事業者とのファイナンスリース契約の契約期間に制限はありますか。

「オンサイト PPA モデル」で資金調達先としてリース事業者が実施体制に含まれる場合、PPA 事業者とリース事業者とでファイナンスリース契約を締結する必要があります（オペレーティングリースは不可）。

需要家と PPA 事業者との PPA 契約において補助金額の一定割合がサービス料金の低減等により需要家に還元されることが必要ですが、PPA 事業者とリース事業者とのファイナンスリース契約において補助金額相当分をリース料金から控除する必要はありません。

PPA 事業者とリース事業者とのファイナンスリース契約の契約期間に特段制限はありませんが、補助対象設備を法定耐用年数の間、確実に使用し、補助事業の目的を果たせる契約内容である必要があります。

問82. 「オンサイト PPA モデル」または「リースモデル」の申請において、「補助対象設備の法定耐用年数が経過するまでに、需要家と PPA 事業者またはリース事業者との契約で、補助金額の 5 分の 4 以上がサービス料金、リース料金の低減等により需要家に還元、控除されるものであること」という事業要件を満たすためには、需要家と PPA 事業者またはリース事業者との契約でどのようにサービス単価やリース料金を設定する必要がありますか。

「オンサイト PPA モデル」または「リースモデル」の申請の場合、需要家への補助金の還元、控除の方法が事業要件などを満たすことを申請書に補助金が無い場合と有る場合のサービス単価やリース料金の根拠資料（需要家への提案書など）を添付するなどして示してください。

例えば「オンサイト PPA モデル」の場合、補助金が無い場合のサービス単価 20 円/kWh（税

抜)、有る場合のサービス単価 16 円/kWh (税抜)、年間使用電力量 (見込み) 100,000kWh/年、契約期間 17 年の場合、 $(20-16)$ 円/kWh $\times 100,000$ kWh/年 $\times 17$ 年=6,800,000 円となり、補助金の額が 8,500,000 円の場合、5 分の 4 である 6,800,000 円と同額 (5 分の 4 以上) なので、本事業要件を満たす契約内容だと判断できます。

申請書では現在の電気料金と PPA 契約のサービス単価との比較はランニングコスト削減額の算定において行いますが、ランニングコスト削減額は需要家への補助金の還元とは趣旨が異なるので、混同しないようにしてください。補助金が無くても、太陽光発電設備を導入することで削減される電気料金 (再生可能エネルギー発電促進賦課金など) を需要家への補助金の還元額に含めることは認められません。

需要家への補助金の還元は、補助対象設備の法定耐用年数が経過するまでに需要家と PPA 事業者との PPA 契約において行う必要があります。補助対象設備の法定耐用年数が経過するまでの契約期間で平準化して行うことが原則です。契約満了時に一括で還元するなど、需要家への補助金の還元を後ろ倒しにすることは認められません。

問83. 「オンサイト PPA モデル」の申請において、需要家と PPA 事業者との間で PPA 契約を締結した状態で本補助金に申請することは認められますか。

補助対象設備の発注、契約、支払いが交付決定日以降となるのであれば、「オンサイト PPA モデル」の申請において、需要家と PPA 事業者との間で PPA 契約を締結した状態で本補助金に申請することは認められます。

補助金の活用を前提とした PPA 契約の場合、補助金の応募の申請が不採択となる場合を想定して、需要家と PPA 事業者との契約書は補助金の採択や交付決定を受けられなかった場合は契約を無効とする停止条件付きにするなど、適切な契約内容にしてください。

問84. オペレーティングリースや割賦販売は認められますか。

「事業の実施体制表」における需要家との契約や PPA 事業者とリース事業者との契約において、オペレーティングリース (一定期間後の下取り予定価格を残価として設定するなど、ファイナンスリースでないもの) や割賦販売 (機器の代金を分割で支払い、支払い完了時に所有権が移転) と判断されるものは認められません。

このほか、ファイナンスリース契約ではなく、パートナー会社 (協力会社)、リース事業者、PPA 事業者などで需要家の与信管理を目的とした協定などを締結するものも認められません。

問85. 需要家など (共同事業者) と PPA 事業者またはリース事業者が締結する PPA 契約書、リース契約書に盛り込むべき事項は何ですか。

需要家など (共同事業者) と PPA 事業者またはリース事業者が締結する PPA 契約書、リース契約書は以下のポイント (★は事業要件などのため必須) を踏まえて作成してください。

1. ★**交付規程**: 交付規程を遵守する旨が記載されているか。交付規程より優先される契約内容が無いかな。

※申請する年度の交付規程の名称を一字一句正確に契約書などに記載すること。予算の年度や

補助事業の名称が異なるものを誤って記載しているものが散見されるので注意すること。

《例：「令和4年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業（ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業） 交付規程」（以下「交付規程」という）を順守する。なお、交付規程と本契約書、覚書などの間に矛盾または齟齬がある場合は、交付規程が優先するものとする。》
（例は甲：需要家、乙：PPA事業者またはリース事業者。以下同様）

2. ★**契約期間**：太陽光発電設備の法定耐用年数 17 年に対し、契約期間は 17 年以上か。17 年未満の場合、設備の譲渡後などに需要家など（共同事業者）の責任で太陽光発電設備を本補助事業の目的に沿って継続して 17 年間使用する旨が明記されているか。
3. ★**契約満了時**：契約満了時における設備の譲渡（無償または有償）や契約延長などについての取り決めがされているか。
4. ★**設備の解体・撤去等**：補助対象となる太陽光発電設備等の解体・撤去等にかかる廃棄等費用について、『廃棄等費用積立ガイドライン』（資源エネルギー庁）および『太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン』（環境省）に準拠して、必要な経費を算定し（kWあたり 1 万円など）、適切な経費の積立等を行い、太陽光発電設備の排出時に適切なリユース・リサイクル・適正処理を実施することになっているか。PPA 契約期間満了後に需要家など（共同事業者）に太陽光発電設備等を譲渡する場合、譲渡を受けた者の責任で太陽光発電設備等の廃棄を行う必要があり、法令に基づき適切に廃棄しなければならない旨が明記されているか。

cf. 『廃棄等費用積立ガイドライン』（2022 年 4 月改定 資源エネルギー庁）

《 太陽光発電設備の解体・撤去及びこれに伴い発生する廃棄物の処理（以下「廃棄等」又は「解体等」という。）は、発電事業者の責任の下、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）等に基づき行われる必要がある。》

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/haiki_hiyou.pdf

cf. 『太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第二版）』（平成 30 年 環境省）

<https://www.env.go.jp/press/files/jp/110514.pdf>

《例：乙は補助金の対象となるシステムをその法定耐用年数（17 年）にわたって保有するものとし、これを第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。》

《例：甲が契約書の規定に基づき乙からシステムを譲り受けた場合には、甲はシステムの法定耐用年数（17 年）が経過するまで、甲の責任と負担により、補助金の交付の対象となった事業の目的や規定に沿って引き続きシステムを使用しなければならない。なお、法定耐用年数が経過した後にシステムを廃棄する際は、甲は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号。これに関する政省令や需要地が所在する地方公共団体の条例を含む）を順守し、事業者として自己の責任と負担でこれを廃棄する。》

《例：乙は契約期間満了時に甲の承諾を得て、本設備を既存の場所に設置した状態で甲に無償で譲渡することができる。契約期間満了の 6 か月前までに甲は乙に書面で撤去または譲渡の意志を表明するものとし、期限までに意志が表明されない場合は譲渡を希望したと見なすことと

する。》

《例：乙から甲に設備を譲渡した場合、甲の責任で甲の負担により設備の廃棄を行う。》

cf. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=345AC0000000137>

cf. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年 9 月 23 日厚生省令第 35 号）

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=346M50000100035>

cf. 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令」等の公布について（お知らせ）（2021 年 8 月 4 日 環境省）・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 3 年 8 月 4 日環境省令第 12 号）

<https://www.env.go.jp/press/109827.html>

5. ★**補助金の還元、控除**：補助対象設備の法定耐用年数が経過するまでに、需要家など（共同事業者）と PPA 事業者またはリース事業者との契約で、補助金額の 5 分の 4 以上がサービス料金、リース料金の低減等により需要家など（共同事業者）に還元、控除されるか。需要家など（共同事業者）への還元、控除が必要な金額の総額が契約書などに明記されているか。還元、控除の具体的な方法を確認できるか。補助対象設備の法定耐用年数が経過するまでに需要家など（共同事業者）への補助金の還元額、控除額が補助金の 5 分の 4 に達しなかった場合、その時点で速やかに差額を需要家に支払う旨が明記されているか（あらかじめ還元額、控除額が不足している契約内容は不可）。

※契約書などに需要家など（共同事業者）への還元、控除が必要な金額の総額が明記されておらず、申請書に記載された需要家など（共同事業者）への還元額、控除額を契約書などで確認できないものが散見される。補助金所要額および補助金所要額の 5 分の 4 の金額は本補助金の事業要件に関する金額のため、契約書などに明記すること。補助金の額や還元額、控除額を契約書などに明記せず、需要家など（共同事業者）に契約書などで明示しない申請は不可

《例：乙は当該補助金のうち、●●円を太陽光発電設備の法定耐用年数（17 年）において甲に還元する。補助金の還元は第●条に定める毎月の基本料金から月額●●円を差し引くことで行うものとする。ただし、太陽光発電設備の法定耐用年数（17 年）が経過した後についてはこの限りではない。》

《例：契約が太陽光発電設備の法定耐用年数（17 年）を経過した時点において、「補助金が交付されなかった場合の電気料金の見込額の総額（補助金が交付されなかった場合のサービス単価に 17 年間の発電電力量の総量を乗じて算出された金額）」から「甲が契約書に基づき支払った電気料金の総額」を減じた金額（以下「還元額」という）が、乙が一般財団法人環境イノベーション情報機構から交付を受けた補助金額の 5 分の 4 に相当する金額に満たなかったときは、その時点で速やかに乙は乙が交付を受けた補助金額の 5 分の 4 に相当する金額と還元額との差額を甲に対し一括で支払う。》

《例：太陽光発電設備の法定耐用年数（17 年）が経過した時点において、甲への補助金の還元額が補助金額の 5 分の 4 に満たない場合、その時点で速やかに乙は甲に対し、還元額と補助金額の 5 分の 4 との差額を一括で支払うものとする。その後のサービス単価については、補助金

が無かった場合のサービス単価を上限とし、甲乙協議の上、決定するものとする。》

6. ★**個別契約（相対契約）による売電・FIT・FIPの禁止**：余剰電力を含め、電気事業者との個別契約（相対契約）による売電（戸建て住宅を除く）や再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年8月30日法律第108号）に基づくFIT（固定価格買い取り制度）・FIP（フィードインプレミアム）制度による売電を行わないことが明記されているか。

《例：甲および乙はシステムによって発電された電力は余剰電力を含め、電気事業者との個別契約（相対契約）による売電やFIT（固定価格買い取り制度）およびFIP（フィードインプレミアム）制度による売電をしてはならない。》

7. ★**環境価値**：本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家など（共同事業者）に帰属させる旨が明記されているか。

《例：補助対象設備によって発生した二酸化炭素削減量（環境価値）のうち、甲に供給を行った電力量に紐づくものについては、甲に帰属させるものとする。》

《例：本設備により発電された電力のうち、甲に供給を行った電力量に紐づく環境価値は全て甲に帰属する。》

8. ★**J-クレジットの禁止**：J-クレジット制度への登録を禁止しているか。

《例：甲および乙はシステムの法定耐用年数（17年）が経過するまで、補助金の交付対象となった事業により取得した温室効果ガス排出削減効果（環境価値）についてJ-クレジット制度への登録を行ってはならない。》

9. ★**担保設定の禁止**：補助対象となる太陽光発電設備等に担保設定がされていないか。補助対象設備を担保にして、補助事業者（代表申請者、共同申請者）に含まれない金融機関などから資金調達を行うことになっていないか。 ※交付規程第8条第十四号を確認すること。

cf. 交付規程《（交付の条件）第8条 十四 補助事業者は、取得財産等のうち、不動産、船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック並びにこれらの従物、並びに補助事業により取得し又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具、並びにその他大臣が定める財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間を経過するまで、機構の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む）を行ってはならない。なお、財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」（平成20年5月15日付環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という）に準じて行うものとする。また、財産処分承認基準第4に定める財産処分納付金について、機構が定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利3パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。》

《例：甲および乙は本補助事業によって取得した補助対象設備について、担保設定、質権設定、およびその他第三者の権利を設定しないものとする。》

10. ★**補助金の返還額**：補助金の返還が発生した場合、代表申請者の責任で支払う旨が規定されているか（補助対象設備の所有権の有無にかかわらず、補助対象設備の法定耐用年数の間は補助事業者（代表申請者、共同申請者）の全てに交付規程に基づく義務が発生する）。補助金の返還額は太陽光発電設備の残耐用年数期間に基づき算定する（法定耐用年数が17年間の設備を10年後に処分する場合、残耐用年数は7年間なので、17分の7を返還。日割り計算はせず、月割り計算となる。例えば、11か月が経過した月の処分なら12分の1を返還）ことが明記さ

れているか。

《例：補助金の対象となるシステムの法定耐用年数（17年）が経過する前に、補助金の返還義務が生じる事象が発生した場合、交付規程違反などにより補助金の全額を返還しなければならない場合を除き、当該返還額は補助金の対象となるシステムの残耐用年数期間に基づき、月割り計算により算定されるものとし、補助金の交付者である一般財団法人環境イノベーション情報機構への補助金の返還は乙が行うものとする。》

《例：甲が原因で交付規程に基づき乙に補助金の返還義務が生じた場合、甲は乙が返還する補助金（延滞金または加算金がある場合はこれを含む）相当額を、乙からの請求があり次第、直ちに現金で乙に支払う。》

11. **電気主任技術者**：電気主任技術者を選任するかどうか。選任する場合、業務の内容が明記されているか。
12. **建物の耐震性**：法令などで必要な基準を満たす建物か。

《例：甲は本建物が法令などで必要な耐震基準を満たした建物であることを乙に対して示した上で、これを確保・維持し、システムの継続設置に支障がないようにする。》

7. 自己所有

問86. 「自己所有」の区分はどのような場合が該当しますか。

対象施設（需要地）で太陽光発電設備の発電電力を実際に消費する需要家（使用者）が太陽光発電設備の所有者となる場合は「自己所有」の区分で申請してください。

問87. 「自己所有」で申請したものを採択後に「リースモデル」に変更することは認められますか。

「自己所有」で申請したものを採択後に「リースモデル」に変更することは認められません。申請の区分によって提出書類や補助事業者（代表申請者、共同申請者）が異なり、ファイナンスリースとする場合はリース事業者を代表申請者として「リースモデル」の区分で申請し、採択を受ける必要があります。資金調達の方法について事前に十分検討した上で、申請するようにしてください。

問88. 建物の所有者や需要家の親会社などが太陽光発電設備等の所有者となる場合、「自己所有」の区分での申請になりますか。

対象施設（需要地）で太陽光発電設備の発電電力を実際に消費する需要家（使用者）が太陽光発電設備の所有者にならず、建物の所有者や需要家の親会社などが太陽光発電設備等の所有者となる場合、「自己所有」の区分で申請してください。

その場合、太陽光発電設備等の所有者を代表申請者として需要家を共同事業者として申請し、太陽光発電設備の所有者が需要家に太陽光発電設備の発電電力を無償で使用させる必要があります。有償で使用させる場合、電力を販売していると見なされるため、「オンサイト PPA モデル」などの区分で申請してください。

8. リースモデル

問89. 「リースモデル」でリース事業者として申請するための条件はありますか。

本補助事業に「リースモデル」でリース事業者として申請するためには、需要家と設備の使用に関するファイナンスリース契約を締結する場合は、リース事業者の定款でリース業などが規定されていることが必要です。需要家の電力使用量にかかわらず毎月定額を請求するなどして、契約期間における支払総額が決まっている定額制のサービス契約を需要家と締結する場合は、発電事業者（補助金の申請上はリース事業者）の定款で小売電気事業、発電事業などが規定されていることが必要です。

問90. 「リースモデル」による申請の場合、代表申請者、共同申請者、代表事業者、共同事業者をどのようにして申請する必要がありますか。

太陽光発電設備等をファイナンスリース（オペレーティングリースは不可）により導入し、本補助金に「リースモデル」の区分で申請する場合、太陽光発電設備等の所有権がリース事業者にあることから、リース事業者を補助事業者（代表申請者）かつ代表事業者とし、設備を使用する者（需要家など）を共同事業者（交付規程に基づく補助事業の義務が発生する補助事業者（代表申請者、共同申請者）で無い）とした申請としてください。

問91. リース契約の期間に制約はありますか。

本補助事業におけるファイナンスリース契約は補助対象設備を法定耐用年数（処分制限期間）の間、使用することを前提としたものでなければなりません。

ただし、適正な契約内容であり、契約満了時に需要家に補助対象設備の所有権を移転（譲渡）して、残る法定耐用年数の間、需要家の責任で補助対象設備を確実に使用し続けることが需要家とリース事業者との契約書、覚書などに記載されていれば、リース契約の期間は補助対象設備の法定耐用年数未満でも可とします。需要家など（共同事業者）に太陽光発電設備等を譲渡した後も、補助対象設備の法定耐用年数の間は交付規程に基づく補助金の返還義務などが補助事業者（代表申請者、共同申請者）に発生することに注意してください。

問92. 所有権移転ファイナンスリースと所有権移転外ファイナンスリースのどちらでも申請は可能ですか。

需要家など（共同事業者）とリース事業者との契約内容がファイナンスリース（①中途解約不可、②借手がリース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができる、③フルペイアウト）であれば、契約満了時などに借手にリース物件の所有権が移転（譲渡）、割安な価格での購入などを行う「所有権移転ファイナンスリース」、契約満了時に再リース、返却、割安でない価格での購入などを行う「所有権移転外ファイナンスリース」のどちらでも申請は可能です。本補助金の事業要件や設備要件などを満たす契約内容であり、補助対象設備を法定耐用年数の間、継続的に使用することを確認できる需要家など（共同事業者）とリース事業者との契約書、覚書などを申請時に提出してください。

問93. 転リースの申請は認められますか。

転リースの申請は可能です。申請書に各リース事業者の役割を明記した上で、契約書、覚書などを添付し、公募要領・Q&A・交付規程に反する契約条項が含まれず、適正な金額で契約が締結され、補助事業の実施に支障がないことを示すようにしてください。リース事業者間で過大な利益が計上されるものや補助金額の一定割合が需要家に控除、還元されることを確認できないものは認められません。

問94. 補助対象設備をレンタル契約で使用する申請は認められますか。

補助対象設備をレンタル契約で使用する申請は認められません。

問95. 「リースモデル」の申請において、残価による還元は認められますか。

「リースモデル」の申請において、残価による還元は認められません。原則としてリース料の総額から補助金分を差し引き、月々のリース料を算定するなどして、需要家への請求額からの補助金額の一定割合の控除を契約期間内で平準化して行うようにしてください。

9. 補助対象・補助対象外

問96. 本補助金の申請をする前に発注、契約、支払いを行った経費を補助対象経費として申請することはできますか。

補助事業者（代表申請者、共同申請者）が本補助金の申請をする前に発注、契約、支払いを行った経費を補助対象経費として申請することはできません。交付決定日より前に発注、契約、支払いを行った経費は補助対象外となります。

問97. 太陽電池モジュール（太陽光パネル）やパワーコンディショナーの購入費のみを補助対象経費とし、工事費を補助対象外経費とした申請は認められますか。

太陽電池モジュール（太陽光パネル）やパワーコンディショナーの購入費のみを補助対象経費とし、工事費を補助対象外経費とした申請は認められません。原則として補助対象となる経費で本補助事業が成立する必要があるため、補助事業の実施に必要な設備の費用に加えて、その設置の費用なども補助対象経費として計上する必要があります。

問98. 太陽電池モジュール（太陽光パネル）、パワーコンディショナー、定置用蓄電池などについて、中古（使用済み）の製品を補助対象として申請できますか。

本補助金の対象となる太陽光発電設備（太陽電池モジュール（太陽光パネル）、パワーコンディショナーなど）、定置用蓄電池（業務・産業用、家庭用）、車載型蓄電池、充放電設備については新規に購入する設備は補助対象となりますが、中古（使用済み）の製品は補助対象外とします。

問99. 設計費は補助対象経費として計上する必要がありますか。

交付決定日以降に発生した補助対象設備の設計費は補助対象経費として計上することが原則です。

補助金に応募する前など、交付決定日より前に発生した設計費は補助対象外経費となり、申請書の経費内訳に記載しないことでも差し支えありません。

問100. 付帯設備の補助対象の範囲はどのように考えたらいいですか。補助対象外にしなければならない経費の具体例を教えてください。

付帯設備の補助対象の範囲は、エネルギー起源 CO₂の排出削減に直接資する設備（補助対象設備）の適切な稼働に直接必要なものであって、必要最小限度のものに限られます。

この点を踏まえた補助対象外経費の例は次のとおりです。

- 機構が補助対象外と判断した機器、設備、構造物、基礎工事などの費用
- 補助金の交付の決定が行われる前に発生した経費（事前調査費など）
- 本補助金の申請手続きにかかる費用（補助金コンサルタントへの委託費など）
- 電力会社や所轄の消防署などへの申請、届出、登録などの費用
- 太陽光発電設備等の保守管理にかかる費用、設備を稼働させるのに必要な費用、数年で定

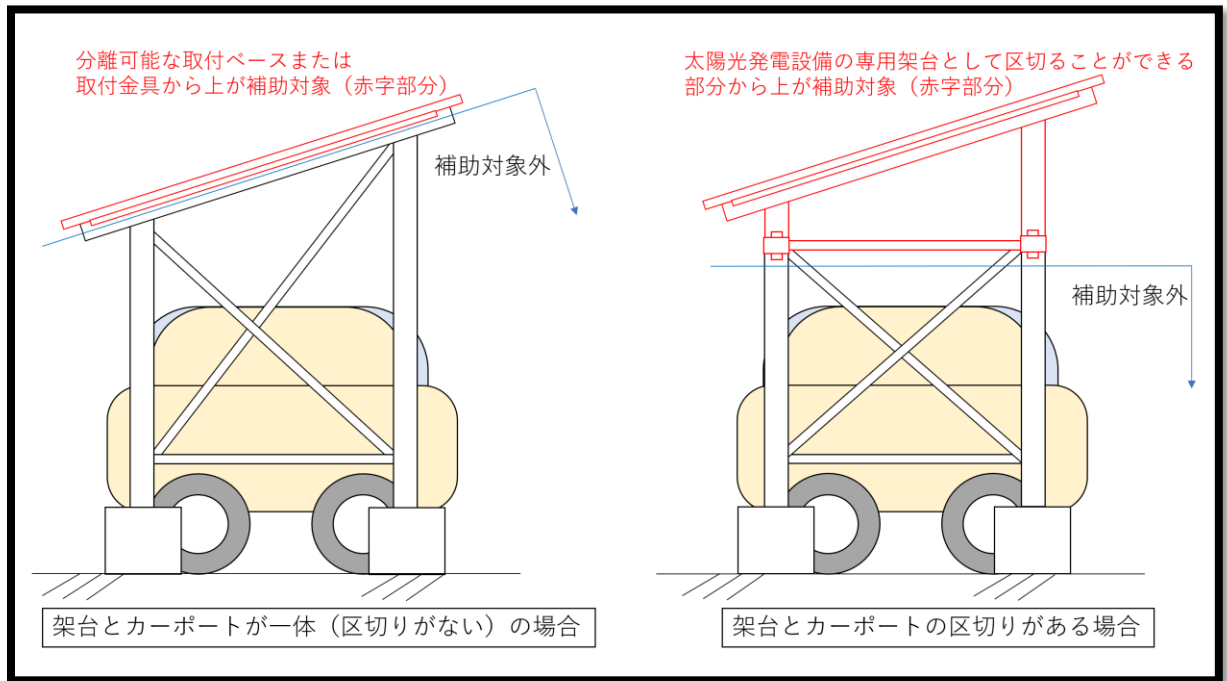
期的に更新する消耗品（例：消火器）

- パワーコンディショナー、蓄電池などの保証料（■年保証の費用など）、データ計測などのための通信料（通信回線の使用料など） ※太陽光発電設備や定置用蓄電池の見積書に含まれることが多いので、注意すること。やむを得ず見積書で保証料やデータ通信料の経費の切り分けができない場合は補助対象経費とすること（パワーコンディショナーや蓄電池などを補助対象外経費にすると、補助金が発生しなくなってしまうため）。その場合でも、機構から経費の切り分けを求める場合があるので、その場合は対応すること。
- 予備の設備の費用、将来的な設備の更新（交換・リプレース）にかかる費用 ※見積書に数年後の設備の交換費用が計上されている場合、数年後の設備の交換費用は補助対象外経費とすること。
- 玄関などに設置して、CO₂削減量などを表示する普及啓発用のモニター、ケーブルなど ※CO₂削減量の実績値の把握に必要な、太陽光発電設備の発電電力量などの計測機器と連動するデータ計測用のモニター、ケーブルは補助対象経費とすること。
- 安全フェンスなどの費用
- 補助事業と直接関係の無い電気工事費やキュービクルの費用
- 売電メーターの設置費用や一般送配電事業者から請求される工事費負担金など、売電を行うために必要な費用 ※太陽光発電設備の発電電力の売電は禁止
- 建物の建築や外構の費用、カーポートの支柱や基礎部分の費用
- 太陽光発電設備を設置する際の防水工事において、架台の基礎より 50cm を超える範囲の費用
- 浸水被害の対策のための費用
- 既存設備の解体・撤去・移設にかかる費用、補助事業と直接関係の無い工事で発生した残土の処理費用（処分費・運搬費） ※補助事業と直接関係のある工事で発生した費用は原則として補助対象経費とすること。
- 草刈りの費用、そのままでは工事ができない土地の整地にかかる費用、砂利などを敷き詰めるための費用、盛り土や土壌改良にかかる費用
- 実証段階や研究開発段階のもの（市場で取引された実績の無い製品）
- 販売事業者や工事会社などへの振込手数料
- 補助事業の実施中に発生した事故や災害の処理に要する経費
- 間接工事費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費）のうち、補助対象外経費となる直接工事費（材料費、労務費、直接経費）と対応する経費 ※間接工事費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費）は原則として直接工事費（材料費、労務費、直接経費）の補助対象経費と補助対象外経費の比率で按分すること。例えば直接工事費の補助対象経費と補助対象外経費の比率が 9：1 で間接工事費が 1,000 万円の場合、間接工事費のうち 900 万円を補助対象経費とし、100 万円を補助対象外経費とすること。

問101. 太陽光発電設備等を設置するために建物の建築が必要となる場合、建物の建築にかかる費用を補助対象経費として計上する必要がありますか。

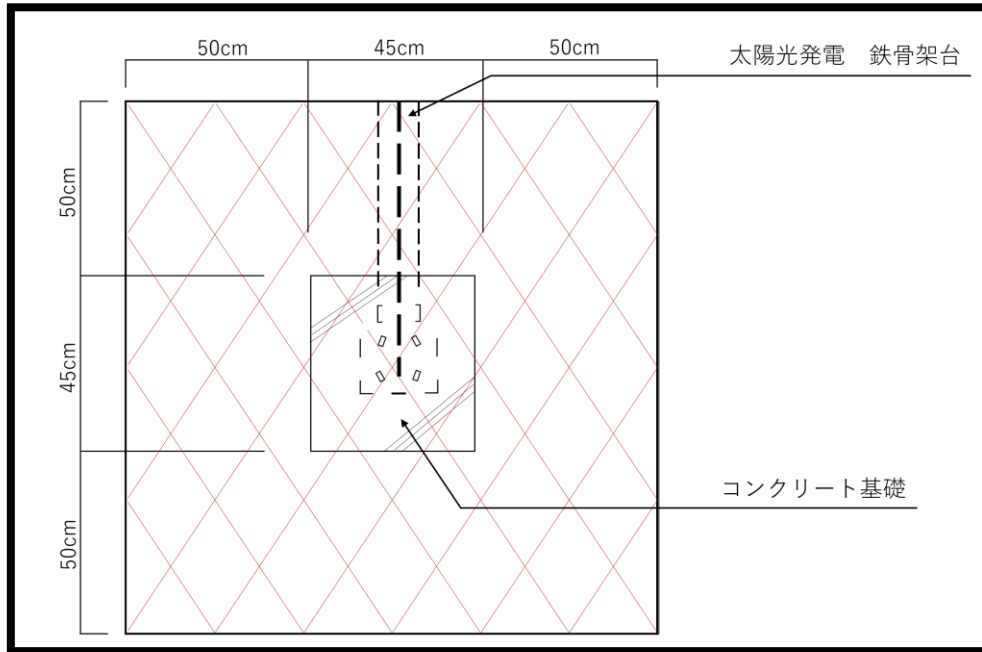
本補助金は設備に対する補助金であり、建物（カーポートを含む）は一般的に設備とは認められないため、太陽光発電設備等を設置するための建物の建築にかかる費用は補助対象外経費として計上してください。設備の設置などに伴う建築物の躯体などに関する工事も補助対象外経費となります。

対象施設（需要地）の敷地内のカーポートに太陽光発電設備を設置する場合、補助対象経費、補助対象経費の切り分けは次のとおり行ってください。



問102. 太陽光発電設備を設置する際の防水工事について、補助対象経費として計上すべき範囲を教えてください。

太陽光発電設備を設置する際の防水工事については、必要最小限の範囲として架台の基礎から最大 50cm まで（次の図の斜線部分）を補助対象経費として計上してください。



cf. 『公共建築数量積算基準』（平成 29 年 3 月 17 日改定 国土交通省）

《第 3 編 土工・地業 第 1 章 土工 第 2 節 土工の計測・計算 2 土の処理の計測・計算 (2) 根切り

3) 余幅は、作業上のゆとり幅に、土質と根切り深さに応ずる係数を乗じた法幅（根切り基準線における根切りのひろがり）の 1/2 を加えた幅をいう。

作業上のゆとり幅は、0.5m を標準とする。》

https://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_toutukijyun_s_a_suuryou_sekisan_kijyun.htm

問103. 自営線の設置が補助事業の実施に必要な場合、自営線を補助対象経費として計上する必要がありますか。

自営線（一般送配電事業者以外の電気事業者が電力供給のために自ら敷設する電線）の設置が補助事業の実施に必要な場合、自営線を補助対象経費として計上する必要があります。

問104. 自社で製造する製品を補助対象として申請できますか。

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者（代表申請者、共同申請者）のいずれかにおいて自社で製造する製品が含まれる場合は利益等排除の対象になりますが、補助事業者自身の利益を計上せずに原価を補助対象経費に計上すれば、その製品を補助対象経費として申請できます。

問105. 定置用蓄電池の補助対象経費、補助対象外経費の考え方を教えてください。

本補助事業における定置用蓄電池の補助対象経費、補助対象外経費の考え方は次のとおりです。

定置用蓄電池として機能を果たすために必要な機器は補助対象経費とする必要があり、太陽光発電設備などの経費と切り分ける必要があります。見積書の項目で定置用蓄電池だけの経費を切り分けられない項目がある場合、太陽光発電設備などの機器の費用と定置用蓄電池の機器の費用の比率で按分することが考えられます。

1. 基礎工事費：

【補助対象】蓄電システムの整地工事、基礎コンクリート工事、養生工事の費用

【補助対象外】他の工事を同時に実施した場合の基礎コンクリート工事、養生工事の費用

2. 搬入費：

【補助対象】蓄電システムの国内輸送費（工場～設置場所）、搬入・荷下ろしの費用

【補助対象外】蓄電システムの海外からの輸送費、通関料など

3. 据付費：

【補助対象】蓄電システムの据付工事、アンカー工事の費用

【補助対象外】蓄電システムと関係ない据付工事の費用

4. 電気工事費：

【補助対象】蓄電システムや装置間の配線工事、接地工事などの費用

【補助対象外】太陽光発電設備など、蓄電システム以外の電気工事の費用

5. 試運転調整費：

【補助対象】蓄電システムの試運転調整の費用

【補助対象外】太陽光発電設備などの試運転調整の費用

6. 間接工事費：

【補助対象】蓄電システムの間接工事費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費）

【補助対象外】太陽光発電設備など、蓄電システム以外の間接工事費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費）

7. その他：

【補助対象外】安全フェンスなどの費用

10. CO₂削減・環境価値・脱炭素経営

問106. 本補助事業による CO₂（二酸化炭素）削減量の計画値はどのように算出すればいいですか。

本補助事業による CO₂（二酸化炭素）削減量の計画値は、申請書の様式（Excel ファイル）に基づき、補助対象設備を導入することによって直接的に削減できる CO₂削減量（太陽光発電設備の発電電力量のうち、自家消費できる見込みの電力量（外部からの購入を減らせる見込みの電力量）に排出係数を乗じた数値）を算出してください。

cf. 『地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック』（環境省 地球環境局、平成 29 年 2 月）

http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local/gbhojo.html

太陽光発電設備の発電電力が対象施設の消費電力を上回る時間帯で発生する自家消費できない余剰電力量を本補助事業による CO₂削減量の計画値の算定に加えることは認められません。特に土日や年末年始、GW、お盆休みなどの消費電力が少ない施設は太陽光発電設備の発電電力のうち、自家消費できない電力が発生しやすいので、正確な CO₂削減量の計画値を算出するためには、直近 1 年間の対象施設の消費電力量の 30 分データと太陽光発電設備の発電シミュレーションを比較するなどの分析が必要です。太陽光発電設備の発電電力が対象施設の消費電力を上回ると、RPR（逆電力継電器）が作動して逆流（余剰電力の商用系統への逆流）を防ぐためパワーコンディショナーが停止して、数分間、発電ロスが生じることがあります。

問107. 太陽光発電設備の発電電力量などの計測機器の導入は必須ですか。

補助対象設備の CO₂削減量の実績値を正確に把握するため、本補助事業で導入する太陽光発電設備の発電電力量などの計測機器の導入は必須とします。計測機器を導入せず、前年度の電気使用量と比較することで CO₂削減量を推定するなどといったことは認められません。

問108. 本補助事業により取得する温室効果ガス排出削減効果（環境価値）を J-クレジット制度に登録することは認められますか。

交付規程第 8 条第十五号のとおり、補助事業者は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年 3 月 31 日大蔵省令第 15 号）で定める期間を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果（環境価値）を J-クレジット制度に登録することは認められません。

「オンサイト PPA モデル」や「リースモデル」において需要家に帰属する環境価値についても J-クレジット制度に登録することは認められません。

問109. 本補助事業により取得する温室効果ガス排出削減効果（環境価値）をグリーン電力証書の認証・取引に利用することはできますか。

本補助事業により取得する温室効果ガス排出削減効果（環境価値）をグリーン電力証書の認証・取引に利用することは J-クレジット制度と同じく、認められません。

問110. 公募要領の「交付申請書の審査における主な評価ポイント」に記載されている「需要家における脱炭素経営への取り組み」の「RE100」「再エネ 100 宣言 RE Action」「SBT」「TCFD」とは、

どのようなものですか。

「RE100」とは Renewable Energy 100%（再生可能エネルギー100%）の略称で、2022年12月31日時点において世界で397社（うち日本企業は77社）が参加しています。

「再エネ100宣言 RE Action」とは企業、自治体、教育機関、医療機関などの団体が使用電力を100%再生可能エネルギーに転換する意思と行動を示し、再エネ100%利用を促進する新たな枠組みのことです。

「SBT」とは Science Based Targets（科学的根拠に基づく目標）の略称で、2022年12月31日時点において世界で2,141社（うち日本企業は350社）が認定を受けています。

「TCFD」とは Task Force on Climate-related Financial Disclosures（気候関連財務情報開示タスクフォース）の略称で、2022年12月31日時点において世界で4,074社（うち日本で1,157機関）が賛同表明しています。

詳しくは、以下のリンク先を参照してください。

cf. TCFD、SBT、RE100 取組企業数（2022年12月31日時点 / 環境省）

<https://www.env.go.jp/content/000081871.pdf>

cf. 環境用語集：「RE100」（EIC ネット）

<https://www.eic.or.jp/ecoterm/?act=view&serial=4552>

cf. 再エネ100宣言 RE Action

<https://saiene.jp/>

cf. 環境用語集：「SBT イニシアチブ」（EIC ネット）

<https://www.eic.or.jp/ecoterm/?act=view&serial=4553>

cf. 環境用語集：「気候変動関連財務情報開示タスクフォース」（EIC ネット）…TCFD

<https://www.eic.or.jp/ecoterm/?act=view&serial=4708>

問111. 公募要領の「交付申請書の審査における主な評価ポイント」に記載されている「地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、市町村が設定する地域脱炭素化促進事業（地域の再エネ資源を活用した地域の脱炭素化を促進する事業）の対象となる区域（促進区域）」とはどのようなものですか。

「地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、市町村が設定する地域脱炭素化促進事業（地域の再エネ資源を活用した地域の脱炭素化を促進する事業）の対象となる区域（促進区域）」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年10月9日法律第117号）第21条第5項各号に基づき、市町村が再生可能エネルギーを促進するためポジティブに設定するエリアを再生可能エネルギーの「促進区域」として定めるものです。2022年4月1日より制度が開始され、2022年7月に長野県箕輪町、10月に神奈川県小田原市がそれぞれ「再エネ促進区域」を制定しており、「再エネ促進区域」を制定する地方公共団体は今後増えていくことが予想されます。「再エネ促進区域」は「脱炭素先行地域」とは異なるので注意してください。

需要地が「再エネ促進区域」に含まれる場合は、①市町村の地方公共団体実行計画（区域施策編）に位置づけられた「再エネ促進区域」にかかる文書の写し（掲載されたウェブページの URL を記載した上で、該当する箇所を黄色マーカーなどで示した地方公共団体実行計画の抜粋を提出すること）、②その他必要な補足説明資料を交付申請書に添付してください。①だけでは判断ができないと思われる場合、②を提出する必要があります。提出資料のみで該当性が十分に判断できない場合、評価の対象外となります。「促進区域」内で実施する事業であっても、本補助事業で導入する太陽光発電設備等が当該「促進区域」の促進対象とされていない場合は、評価の対象とはなりません。

公募締切日までに地方公共団体実行計画（区域施策編）に位置づけられた文書として市町村のウェブサイトにて正式に公表された「再エネ促進区域」が評価の対象となり、検討中のものやウェブ公表前などのものは、評価の対象とはならないので注意してください。

cf. 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年 10 月 9 日法律第 117 号）

《第二条

6 この法律において「地域脱炭素化促進事業」とは、太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、地域の自然的社会的条件に適したものの利用による地域の脱炭素化（次条に規定する脱炭素社会の実現に寄与することを旨として、地域の自然的社会的条件に応じて当該地域における社会経済活動その他の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出の量の削減等を行うことをいう。以下同じ。）のための施設として環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定めるもの（以下「地域脱炭素化促進施設」という。）の整備及びその他の地域の脱炭素化のための取組を一体的に行う事業であって、地域の環境の保全のための取組並びに地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組を併せて行うものをいう。》

《第二十一条

5 市町村は、地方公共団体実行計画において第三項各号に掲げる事項を定める場合においては、地域脱炭素化促進事業の促進に関する次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

- 一 地域脱炭素化促進事業の目標
- 二 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（以下「促進区域」という。）
- 三 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模
- 四 地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組に関する事項
- 五 地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施すべき次に掲げる取組に関する事項
 - イ 地域の環境の保全のための取組
 - ロ 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=410AC000000117>

cf. 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行等について（環政計発第 2204017 号 令和 4 年 4 月 1 日 環境省総合環境政策統括官）

《第 1 改正の趣旨

このため、改正法により、地方公共団体実行計画区域施策編における記載事項として、施策の実施に関する目標を追加するとともに、地域の脱炭素化のための、再エネの利用と地域の脱炭素化の取組を一体的に行うプロジェクトである、改正法による改正後の法（以下「新法」という。）第 2 条第 6 項に定める地域脱炭素化促進事業が円滑に推進されるよう、地方公共団体実行計画区域施策編において、市町村は地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（以下「促進区域」という。）をはじめとした地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定めるよう努めることとした。》

<https://www.env.go.jp/content/900518816.pdf>

cf. 地域共生型再エネと環境省の取組（環境省）

https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/re_energy.html

11. 税務関係

問112. 圧縮記帳等の税務上の特例の活用は認められますか。

所得税法（昭和40年3月31日法律第33号）第42条（国庫補助金等の総収入金額不算入）または法人税法（昭和40年3月31日法律第34号）第42条（国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）において、国庫補助金等の交付を受け、その交付の目的に適合する固定資産の取得等をした場合に、その国庫補助金等について総収入金額不算入または圧縮限度額まで損金算入することができる税務上の特例（以下「圧縮記帳等」という）が設けられています。

本補助金は圧縮記帳等の適用を受ける国庫補助金等に該当します。圧縮記帳等の規定の適用を受けるにあたっては、税理士、公認会計士などの専門家か所轄の税務署にご確認ください。

なお、固定資産の取得に充てるための補助金等とそれ以外の補助金等（例えば、経費補填の補助金等）とを合わせて交付を受ける場合には、固定資産の取得に充てるための補助金等以外の補助金等については税務上の特例の対象とはなりませんので、ご注意ください。

cf. 所得税法（昭和40年3月31日法律第33号）

《第四十二条 居住者が、各年において固定資産（山林を含む。以下この条及び次条において同じ。）の取得又は改良に充てるための国又は地方公共団体の補助金又は給付金その他政令で定めるこれらに準ずるもの（以下この条及び次条において「国庫補助金等」という。）の交付を受けた場合（その国庫補助金等の返還を要しないことがその年十二月三十一日（その者がその年の中途において死亡し、又は出国をした場合には、その死亡又は出国の時。以下この項及び同条第一項において同じ。）までに確定した場合に限る。）において、その年十二月三十一日までにその交付の目的に適合した固定資産の取得又は改良をしたときは、その交付を受けた国庫補助金等の額に相当する金額（その固定資産がその年の前年以前の各年において取得又は改良をした減価償却資産である場合には、当該国庫補助金等の額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額）は、その者の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。》

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=340AC0000000033>

cf. 法人税法（昭和40年3月31日法律第34号）

《第四十二条 内国法人（清算中のものを除く。以下この条において同じ。）が、各事業年度において固定資産の取得又は改良に充てるための国又は地方公共団体の補助金又は給付金その他政令で定めるこれらに準ずるもの（以下第四十四条までにおいて「国庫補助金等」という。）の交付を受けた場合（その国庫補助金等の返還を要しないことが当該事業年度終了の時までに確定した場合に限る。）において、当該事業年度終了の時までに取得又は改良をしたその交付の目的に適合した固定資産につき、当該事業年度においてその交付を受けた国庫補助金等の額に相当する金額（その固定資産が当該事業年度前の各事業年度において取得又は改良をした減価償却資産である場合には、当該国庫補助金等の額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額。以下この項において「圧縮限度額」という。）の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又はその圧縮限度額以下の金額を当該事業年度の確定した決算において積立金として積み立てる方法（政令で定める方法を含む。）により経理したときは、その減額し又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 内国法人が、各事業年度において国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受ける固定資産を取得した場合において、その固定資産につき、当該事業年度においてその固定資産の価額に相当する金額（以下この項において「圧縮限度額」という。）の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又はその圧縮限度額以下の金額を当該事業年度の確定した決算において積立金として積み立てる方法（政令で定める方法を含む。）により経理したときは、その減額し又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

3 前二項の規定は、確定申告書にこれらの規定に規定する減額し又は経理した金額に相当する金額の損金算入に関する明細の記載がある場合に限り、適用する。》

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=340AC0000000034>

cf. No. 2202 国庫補助金等を受け取ったとき（国税庁）

《固定資産の取得や改良に充てるために国または地方公共団体の補助金や給付金など(以下「国庫補助金等」といいます。)の交付を受け、その国庫補助金等をもってその交付の目的に適合した固定資産の取得や改良をした場合には、確定申告書に一定の事項を記載することを条件として、国庫補助金等のうち、その固定資産の取得や改良に充てた部分の金額に相当する金額を総収入金額に算入しないこととされています。》

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/2202.htm>

cf. 第2節 国庫補助金等で取得した資産の圧縮記帳（国税庁）

https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/renketsu/09/09_02.htm

https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/hojin/10/10_01.htm

https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/hojin/10/10_02.htm

cf. 間接交付された国又は地方公共団体の補助金で取得した固定資産の圧縮記帳の適用について（国税庁）

<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/hojin/07/11.htm>

問113. 中小企業経営強化税制（即時償却など）の活用は認められますか。

本補助金の申請において、中小企業経営強化税制（即時償却など）を活用することについての制限はありません。その他の税制措置との併用可否を含めて、制度を活用する場合は、国の補助金を活用することについて問題がないか、税理士、公認会計士などの専門家か所轄の税務署にご確認ください。

cf. No.5434 中小企業経営強化税制（中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除）（国税庁）

《特別償却限度額は、取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額とされ、普通償却限度額と併せその取得価額の全額を償却（即時償却）することができます。》

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5434.htm>

問114. 交付された補助金は課税対象になりますか。

交付された補助金の会計処理については、税理士、公認会計士などの専門家か所轄の税務署にご確認ください。

問115. 車載型蓄電池を補助対象設備として申請する場合、エコカー減税の活用は認められますか。

車載型蓄電池の申請において、エコカー減税を活用することについての制限はありません。制度を活用する場合は、国の補助金を活用することについて問題がないか、税理士、公認会計士などの専門家か所轄の税務署にご確認ください。

12. 交付規程

問116. 交付規程第7条（交付の決定）の解説をしてもらえますか。

第1項：交付決定通知書の日付が交付決定日となり、交付決定日以降から補助事業を開始することができます。

第2項：交付申請書が機構に届いてから交付決定通知書を通知するまでの標準的な期間は30日となります。ただし、申請書の内容に不明な点や不備があり、内容の確認や申請書の修正に時間を要する場合は、交付決定日までの期間が30日を超えることがあります。申請書に記入する内容は第三者にも理解できるよう根拠を明示した上で不備の無いように作成し、できるだけ早く交付の決定を受けるようにしてください。

cf. 交付規程《(交付の決定) 第7条 機構は、第5条の規定による交付申請書又は前条の規定による変更交付申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきもの又は交付の決定の内容を変更すべきものと認めるときは、交付決定又は変更交付決定を行い、様式第3による交付決定通知書又は様式第4による変更交付決定通知書を申請者に送付するものとする。

2 第5条の規定による交付申請書又は前条の規定による変更交付申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。》

問117. 交付規程第8条第三号に規定された計画変更承認申請書（様式第5）を提出しなければならないのはどのような場合ですか。

交付規程第8条第三号に規定された計画変更承認申請書（様式第5）を提出しなければならないのは、ア：交付規程・別表第2の第1欄（区分）に示す補助事業に要する経費（工事費、設備費、業務費、事務費）の各配分額のいずれか低い額の15%を超える変更をする場合か、イ：軽微とは言えない変更をする場合かのいずれかです。

ア：交付規程・別表第2の第2欄（費目：本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）や第3欄（細分：材料費、労務費、直接経費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費）の変更については、本規定に該当しません。

イ：軽微な変更とはCO₂排出削減効果に著しい影響を及ぼす恐れのない変更であり、以下の2点に該当する場合を指します。

- ・補助事業の目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より効果的に補助事業の目的の達成に資するものと考えられる場合

- ・補助事業の目的および能率に関係ない事業計画の細部の変更である場合

注意点として、軽微な変更かどうかにかかわらず、交付決定後に交付申請書の内容から変更が生じた場合、必ず事前に機構に相談してください。機構に相談なく変更した場合、補助金の交付の対象外となることがあります。

cf. 交付規程《(交付の条件) 第8条 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

三 次に掲げる事項に該当する場合は、あらかじめ様式第5による計画変更承認申請書を機構に提出し、その承認を受けなければならない。なお、補助金の額に変更を伴う場合は、第6条に定める手続によるものとする。

ア 別表第 2 の第 1 欄に示す補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の 15 パーセント以内の変更を除く。

イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、軽微な変更である場合を除く。》

問118. 交付規程第 11 条（実績報告書）の解説をしてもらえますか。

第 1 項：補助事業が完了した後、完了日から 30 日以内または当該年度の 2 月 10 日のいずれか早い日までに完了実績報告書を提出する必要があります。期限までに完了実績報告書が提出されなかった場合、補助金の交付の対象外となることがあります。

第 2 項：年度内に第 1 項に基づき完了実績報告書を提出した場合、第 2 項は該当せず、年度終了実績報告書（様式第 12）を提出する必要はありません。

cf. 交付規程《（実績報告書）第 11 条 補助事業者は、補助事業が完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して 30 日を経過した日又は補助事業の完了した日の属する年度の 2 月 10 日のいずれか早い日までに様式第 11 による完了実績報告書を機構に提出しなければならない。

2 補助事業の実施期間内において、国の会計年度（毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの期間）が終了したときは、翌年度 4 月 10 日までに様式第 12 による年度終了実績報告書を機構に提出しなければならない。》

問119. 交付規程第 14 条（交付決定の解除等）の解説をしてもらえますか。

第 1 項：機構による交付決定の解除について規定されています。

第 2 項、第 3 項：交付決定の解除の際は、交付（支払い）済みの補助金および延滞金が請求（徴収）されます。

cf. 交付規程《（交付決定の解除等）第 14 条 機構は、第 8 条第四号による補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第 7 条第 1 項の交付の決定の全部又は一部を解除することができる。ただし、第四号の場合において、補助事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りではない。

一 補助事業者が、法令等若しくは本規程に基づく機構の指示等に従わない場合

二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

四 天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合、その他の理由により補助事業を遂行することができない場合（補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。）

2 機構は、前項の解除を行った場合は、既に当該解除に係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項に基づく補助金の返還については、第 12 条第 3 項の規定を準用する。》

問120. 交付規程第 16 条（事業報告書の提出）の解説をしてもらえますか。

補助事業者（代表申請者、共同申請者）は補助事業が完了した後、3 年間、事業報告書の提出義務があります。報告義務を怠ると交付規程違反となります。事業報告書の具体的な提出方法や提出内容は、補助金の交付を行った事業者にも各提出時期の前にメールで連絡する予定です。

（例：令和 5 年 12 月に補助事業が完了し、令和 6 年 1 月から補助対象設備が稼働した場合）

初回の報告：令和 7 年 4 月（報告期間：令和 6 年 1 月～令和 7 年 3 月の 15 か月間。令和 6 年

1月～令和6年3月分だけを令和6年4月に報告する必要はない)

二回目の報告：令和8年4月（報告期間：令和7年4月～令和8年3月の12か月間）

三回目の報告：令和9年4月（報告期間：令和8年4月～令和9年3月の12か月間）

cf. 交付規程《(事業報告書の提出) 第16条 補助事業者は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後3年間の期間について、年度ごとに年度の終了後30日以内に当該補助事業による過去1年間（初年度は、補助事業を完了した日から補助事業の完了の日の属する3月末までの期間を含む。）の二酸化炭素削減効果等について、事業報告書を大臣に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る年度の終了後3年間保存しなければならない。》

13. その他

問121. 発注先の工事会社やコンサルタントなどに補助金の申請手続きを委託する場合、どのように申請を行えばいいですか。

発注先の工事会社やコンサルタントなどが需要家などに代わって補助事業者（代表申請者、共同申請者）となり、補助金に申請すること（代理申請、代行申請）は認められません。こうした申請がされた場合、審査の対象外とします。

「自己所有」の申請などで補助事業者（代表申請者、共同申請者）を需要家などとした上で、発注先の工事会社やコンサルタントなどに補助金の申請手続きを委託する場合、申請書にその旨を記載した上で、補助事業者（代表申請者、共同申請者）との関係性を客観的に確認できる資料（契約書、承諾書など。金額は黒塗り可）を添付し、補助事業者（代表申請者、共同申請者）から電気料金の請求書や定款や財務諸表など、補助金の申請に必要な書類や情報の提供を受けて、申請手続きを行っていることを機構が確認できるようにしてください。こうした点を申請書で確認できない場合、審査の対象外とする場合があります。

委託先の業者が機構に直接メールを送る場合、代表申請者の主担当、責任者などのメールアドレスを必ず CC に含めるようにしてください。

問122. 補助金に関する不正行為には刑事罰などが科されますか。

補助金に関する不正行為には補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年 8 月 27 日法律第 179 号）第 29 条から第 33 条において、刑事罰などを科す旨が規定されています。

cf. 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年 8 月 27 日法律第 179 号）

《第六章 罰則

第二十九条 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受け、又は間接補助金等の交付若しくは融通を受けた者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の場合において、情を知つて交付又は融通をした者も、また同項と同様とする。

第三十条 第十一条の規定に違反して補助金等の他の用途への使用又は間接補助金等の他の用途への使用をした者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十一条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第十三条第二項の規定による命令に違反した者

二 法令に違反して補助事業等の成果の報告をしなかつた者

三 第二十三条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

第三十二条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定のあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、当該法人又は人に対し各本条の罰金刑を科する。

2 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合においては、その代表者又は管理人が訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第三十三条 前条の規定は、国又は地方公共団体には、適用しない。

2 国又は地方公共団体において第二十九条から第三十一条までの違反行為があつたときは、その行為をした各省各庁の長その他の職員又は地方公共団体の長その他の職員に対し、各本条の刑を科する。》

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=330AC0000000179>

問123. 交付申請書の様式で押印が必要なものはありますか。

交付申請書の様式「様式第 1（第 5 条関係） 交付申請書」「補助対象設備の設置場所についての契約更新等の確約書」「設備設置等承諾書」「暴力団排除に関する誓約事項」への押印は、各様式の「本件責任者および担当者の氏名、連絡先等」に記入する場合は必要ありません。押印を省略する場合も、書類の内容を十分確認し、代表者や権利者などの了承を得た上で提出をお願いします。

書類の内容などについて、書類に記載された代表者や権利者などに機構から直接問い合わせを行う場合があります。書類に記載された代表者や権利者などに本補助事業の内容や提出書類について、事前に丁寧に説明をお願いします。

問124. 申請書類の提出後に代表者が変更となる予定ですが、申請する時点での「商業登記簿謄本」に基づき申請書を作成すればいいですか。

申請書類の提出後に代表者が変更となる予定であっても、申請する時点（交付申請書の右上の日付）の「商業登記簿謄本」に基づき、申請する時点での代表者の名称で申請書を作成してください。

代表者の変更があり次第、変更後の「商業登記簿謄本」を添えて、交付申請書などに記載した内容からの変更点を速やかに機構に報告してください。

問125. 代表申請者以外に共同申請者や共同事業者（需要家など）がいる場合、共同申請者や共同事業者（需要家など）についても「事業者概要」「定款」「財務諸表等」「暴力団排除に関する誓約事項」を提出する必要がありますか。

補助事業を 2 者以上で実施する場合、補助金の交付の対象になり得る事業者（補助事業者）のうち、補助金の交付を受けたい事業者を代表申請者とし、それ以外の事業者を共同申請者としてください（申請後の変更は不可）。需要家などは共同事業者としてください（「オンサイト PPA モデル」「リースモデル」で需要家などを共同事業者としない申請は不可）。

代表申請者以外に共同申請者や共同事業者（需要家など）がいる場合、共同申請者や共同事業者（需要家など）についても「事業者概要」「定款」「財務諸表等（単体ベースの直近の 3 決算期の貸借対照表、損益計算書など）」「暴力団排除に関する誓約事項」を提出する必要があります。これらの書類が提出されない場合、審査の対象外となります。

問126. 建物登記をしておらず、建物の登記簿謄本を提出できない施設でも申請できますか。

建物登記をしておらず、建物の登記簿謄本を提出できない施設については、登記をしないことに不動産登記法（平成 16 年 6 月 18 日法律第 123 号）第 47 条第 1 項など、法令上、問題がないことを需要地が所在する市区町村などに問い合わせ確認した上で（5W1H が記載された確認結果のメモが提出されることが望ましい）、固定資産評価証明書など、建物の所在地や所有者が確認できる書類を提出してください。提出書類で建物の所在地や所有者を確認できない申請は認

められません。

cf. 不動産登記法（平成 16 年 6 月 18 日法律第 123 号）

《(建物の表題登記の申請)

第四十七条 新築した建物又は区分建物以外の表題登記がない建物の所有権を取得した者は、その所有権の取得の日から一月以内に、表題登記を申請しなければならない。》

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=416AC000000123>

問127. 販売事業者や工事会社などへの支払い方法は銀行振込しか認められませんか。手形による支払いは認められますか。

原則として、販売事業者や工事会社などへの支払いは銀行振込としてください。その上で、支払いの事実を確認できる書類（銀行振込明細書など）を完了実績報告書で提出してください。

支払手形による場合には、「見積書」や「契約書」または「注文書および注文請書」などで支払い方法が支払手形に指定されている必要があります。その場合、手形の支払い期日（複数の約束手形に分割して支払われる場合は、最も遅い日）が補助事業の期間内でなければなりません。なお、回し手形による支払いは認められません。

問128. 改正電気事業法により 10kW 以上 50kW 未満の太陽光発電設備や 50kW 以上 500kW 未満の太陽光発電設備も使用前自己確認などが必要になりましたが、具体的にはどのような内容ですか。

改正電気事業法（昭和 39 年 7 月 11 日法律第 170 号）が 2023 年 3 月 20 日に施行され、これまで一部保安規制（事前規制）の対象外だった 10kW 以上 50kW 未満の太陽光発電設備が「小規模事業用電気工作物」として、①技術基準適合維持義務、②基礎情報の届出、③使用前自己確認結果の届出が必要になります。また、使用前自己確認の対象が拡大され、50kW 以上 500kW 未満の太陽光発電設備（事業用電気工作物）も使用前自己確認が義務となります。届出を行わない、または虚偽の届出を行った場合の罰則が定められており、届出を行わないことは認められません。

cf. 小規模事業用電気工作物にかかる届出制度等について特設サイトが公開されました（令和 4 年 10 月 3 日 経済産業省）

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2022/10/20221003.html

問129. 補助事業の「完了」とはどういう状態を指しますか。

本補助事業により導入する太陽光発電設備等の引き渡し済み、販売事業者や工事会社などへの補助対象経費の全ての支払いが済んだ時点をもって、補助事業の「完了」と見なします。太陽光発電設備等の導入が完了し、電力の供給ができる状況であることが必要です。

ただし、電力会社に系統連系手続きの申し込みをした上で、系統連系手続きに時間を要することを電力会社との協議資料などで確認できる場合、発電開始は事業完了後でも可とします。その場合でも、補助事業者から施工会社などへの支払いの条件が発電開始後となっている場合、補助事業の期間内に完了しないものは補助金の交付の対象外となります。

問130. 補助事業の期間内の完了を見込んで申請を行ったものの、補助事業の実施中に発生した災害などのやむを得ない理由により補助事業の期間内に事業が完了できなくなった場合はどのような取

り扱いになりますか。

補助事業の実施期間中に災害などの予期せぬ事態が発生し、やむを得ない理由により補助事業の期間内に事業が完了できなくなった場合は、そのことが判明した時点で機構に相談してください。

補助金に申請する前から判明していたことや補助金に申請する前に確認すべきことをしていなかった場合は、やむを得ない理由とは認められません。

問131. 完了実績報告書の提出後、どのような手続きを経て、補助金が交付（入金）されますか。

機構は補助事業者から提出された完了実績報告書（交付規程 様式第 11（第 11 条関係））の内容を審査し、必要に応じて現地調査などを行い、補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定して、交付額確定通知書（交付規程 様式第 13（第 12 条関係））により補助事業者（代表申請者）に通知します。

補助金の交付（支払い）は、交付すべき補助金の額を確定した後に行います。交付額確定通知書（交付規程 様式第 13（第 12 条関係））を受け取った補助事業者は、精算払請求書（交付規程 様式第 14（第 13 条関係） / ×清算ではない）を速やかに機構に提出してください。

問132. 補助金の振込先は代表申請者になりますか。

補助金の振込先は代表申請者のみになります。共同申請者や共同事業者（需要家など）を支払先に指定することはできません。補助事業を 2 者以上で実施する場合、補助金の支払いを直接受けたい事業者を応募の段階で代表申請者として申請してください（申請後の変更は不可）。

問133. 補助事業による取得財産等の管理についての留意点は何ですか。

交付規程に基づき、補助事業により取得または効用の増加した財産（以下「取得財産等」という）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければなりません。

「財産処分」に関する用語の定義は次のとおりです。

- 補助金の交付の目的に反する使用（転用）：取得財産等の所有者の変更を伴わない目的外使用
- 譲渡：取得財産等の所有者の変更
- 交換：取得財産等と他人の所有する他の財産との交換
- 貸し付け：取得財産等の所有者の変更を伴わない使用者の変更
- 担保提供：取得財産等に対する抵当権、その他の担保権の設定
- 取り壊し：取得財産等が施設の場合、その使用を止め、取り壊すこと
- 廃棄：取得財産等が設備の場合、その使用を止め、廃棄処分すること

法定耐用年数に達していない取得財産等については交付規程第 8 条第十四号のとおり、財産処分の制限があり、財産処分を行う際に補助金の返還が発生する場合があります。

補助対象設備の法定耐用年数の間、機構は必要に応じて取得財産等の管理状況などについて調査をすることがあります。

問134. 一般的にパワーコンディショナーの製品寿命は 10 年程度ですが、交換する際、補助金の返還が発生しますか。

パワーコンディショナーを製品寿命に基づき 10 年後などに交換する場合、引き続き補助事業の目的に沿って太陽光発電設備等を使用するのであれば、補助金の返還は発生しません。

故障した製品を交換する場合を含めて、補助対象設備については交換前に必ず機構に相談してください。

問135. 太陽光発電設備等が稼働した後、CO₂削減量などの実績値が完了実績報告書に記載した数値を下回る（未達）状態が続いた場合、補助金の返還が発生しますか。

太陽光発電設備等が稼働した後、CO₂削減量などの実績値が完了実績報告書に記載した数値を下回る（未達）状態が続いた場合、補助事業者（代表申請者、共同申請者）は補助対象設備の運用方法を見直すなどの措置を講じる必要があります。改善が見られない場合などは、補助金の返還が発生する可能性があります。

問136. 補助事業の完了後、補助対象設備に太陽電池モジュール（太陽光パネル）やパワーコンディショナーを増設することは認められますか。

補助事業の直接的な効果が分からなくなる可能性があるため、補助事業の完了後、補助対象設備に太陽電池モジュール（太陽光パネル）やパワーコンディショナーを増設することは基本的に認められません。

太陽電池モジュール（太陽光パネル）などを増設する場合、補助対象として導入した太陽光発電設備のみの発電電力量を計測することができ、太陽光発電設備の発電電力量のうち自家消費できる電力量に大きな影響がないことが必要です。

補助対象として導入した太陽光発電設備のみの発電電力量を計測できない場合は認められません。補助対象として導入した太陽光発電設備のみの発電電力量を計測できるものの、増設することで補助対象として導入した太陽光発電設備の発電電力量のうち自家消費できる電力量が減少し、CO₂削減量などの実績値が完了実績報告書に記載した数値を下回る（未達）状態にならないことが必要です。下回る（未達）状態になった場合、補助金の返還が発生する可能性があるため注意してください。

問137. 補助事業の完了後、補助事業の成果などの公表が求められますか。

補助事業の実施による CO₂削減量などの成果などについては、補助事業者（代表申請者、共同申請者）、共同事業者（需要家）において積極的に公表するようお願いします。

匿名性を保持した上で、採択された事業の太陽光発電設備、蓄電池の規模や地域などを環境省や機構のウェブサイトで公表する予定です。あらかじめご了承ください。

補助事業者（代表申請者、共同申請者）は補助事業の完了後、環境省が実施する「エネルギー起源 CO₂排出削減技術評価・検証事業」において、取得財産等の稼働状況、管理状況および二酸化

化炭素削減効果その他補助事業の成果を検証するために必要な情報について、環境省（環境省から委託を受けた民間事業者を含む）から調査の要請があった場合には、当該調査に協力し、必要な情報を提供しなければなりません。

〈改訂履歴〉

2023年3月31日 公開

2023年5月15日 令和5年度予算について追記（赤字部分）